

安全センター情報2012年9月号 通巻第397号
2012年8月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2012 9

安全センター情報



特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真：写真&マンガ『石の綿』原画展～いのちの軌跡～

全国労働安全衛生センター連絡会議 第23回総会は 10.27-28 岡山開催

【第一報】

全国安全センター第23回総会は、4月13日に結成されたばかりの
おかやま労働安全衛生センターのご協力をいただき、以下のとおり
10月27-28日、岡山市勤労者福祉センターを会場に開催いたします。

日時：2012年10月27日(土)13時30分～28日(日)12時

会場：岡山市勤労者福祉センター

(http://www.city.okayama.jp/hofuku/kodomo/kodomo_00003.html)

〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 TEL 086-233-8311

■第1日目

10月27日(土)13時30分～、会場：体育集会室、資料代 1,000円

記念講演「過労死裁判を通して見えてくる労働現場の課題」

松丸正弁護士(過労死弁護団全国連絡会議代表幹事)

特別報告「校正印刷労働者に端を発した胆管がん問題」

片岡明彦氏(関西労働者安全センター事務局次長)

※この後、2つの分科会に分かれます。

【分科会① アスベスト】会場：体育集会室

話題提供：大槻剛巳氏(川崎医科大学教授)

石綿肺がん労災認定基準改正の検証

【分科会② メンタルヘルス】会場：中会議室

話題提供：メンタルヘルス・ハラスメント対策局ほか

精神疾患労災認定基準改正の検証

■懇親会

10月27日(土)18時～、会場：体育集会室、懇親会参加費 4,000円

■第2日目

10月28日(日)9時～12時、会場：体育集会室

話題提供：津田敏秀氏(岡山大学教授) 原発問題を予定

話題提供：奥津晋弁護士「岡山におけるアスベスト裁判の現状」

その他

第23回総会議事

■宿泊

※今回は参加者各位において各々ご手配いただくようお願いいたします。

■懇親会

全国労働安全衛生センター連絡会議 03-3636-3882 joshrc@jca.apc.org

おかやま労働安全衛生センター 086-232-3741 oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2011年→2012年

1 労働災害・職業病の統計データ	2
2 労働災害・職業病の発生状況	7
3 東日本大震災・福島原発事故	11
4 労働安全衛生対策	12
5 化学物質対策	14
6 労災補償対策	16

統計資料	18
------------	----

2011年度労働基準行政関係通達等	53
-------------------------	----

安全センター情報2011年度目次	71
------------------------	----

全国安全センター規約・規定	78
---------------------	----

全国安全センター第23回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	63
第2号議案 2011年度収支決算案	67
第3号議案 2012年度収支予算案	69
第4号議案 2012年度役員体制案	70

労働安全衛生をめぐる状況

2011年→2012年

1. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

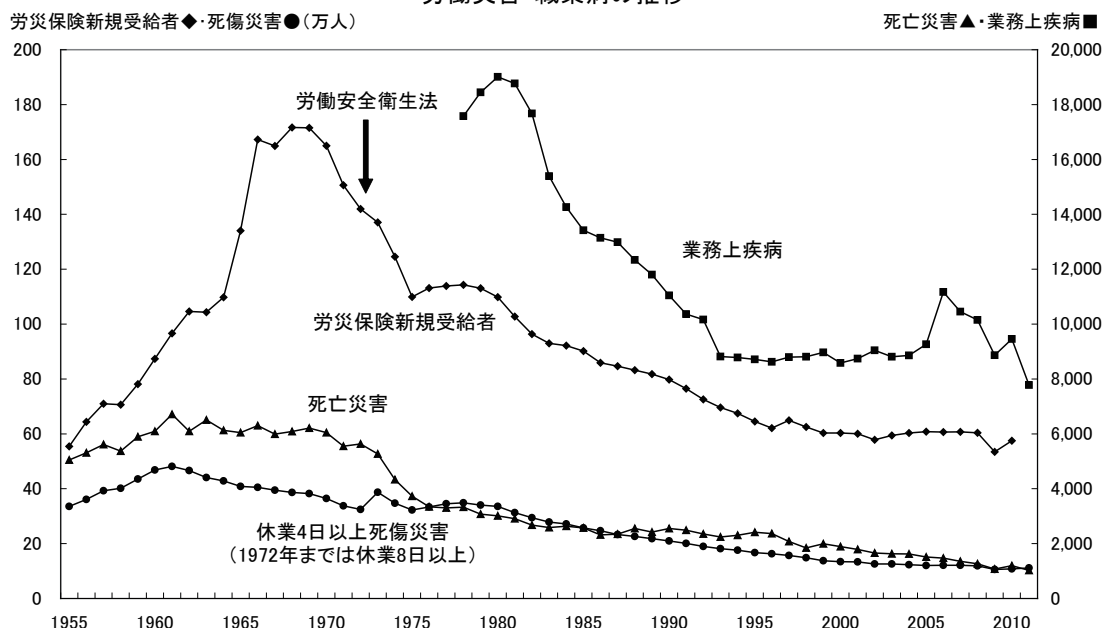
労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない

いとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」は、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示したが、これまでに具体的な対応は公表されていない。

なお、労働者死傷病報告書の対象には、労災

労働災害・職業病の推移

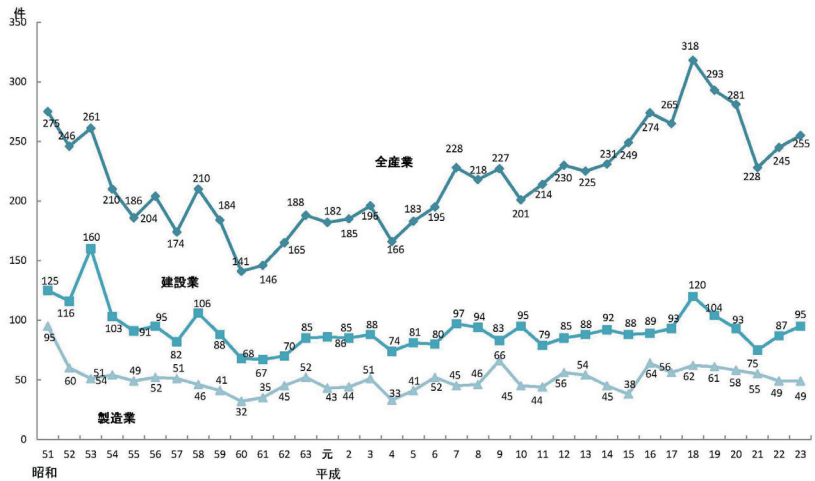


非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や急性中毒以外の職業病、労働者ではない労災特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険の新規受給者数を紹介してきた(表1(18頁)参照)。「安全の指標」(後述)が平成11(1999)年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「安全の指標」では、当初は出典の記載がなかったが、平成18(2006)年度版から「資料出所:労災保険事業年報」と記載されるようになった。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、平成12(2000)年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからである。

労災保険の新規受給者数は、災害発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数字であり、2010年度の労災保険新規受給者は、業務災害514,724人(89.5%)、通勤災害60,234人(10.5%)、合計574,958人(100%)。

その発生年度別内訳は、2010年度437,582人(76.1%)、2009年度132,339人(23.0%)、2008年度2,807人(0.5%)、2007年度911人(0.2%)、2006年度371人(0.1%)、2005年度以前948人(0.2%)、となっている(平成22年度版労災保険事業年報)。



重大災害発生状況の推移

● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2002年以降、厚生労働省ホームページに毎年5月に公表(2012年は5月25日)され、全国安全週間(7月1～7日)に向けて中央労働災害防止協会が発行している「安全の指標」等で紹介されている。出所は、「死亡災害報告により作成」または「安全課調べ」と記載されている。

これによると、2010年の死亡者数は1,195人(暦年・業務災害のみ)であるが、2010年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付支払件数は3,621件と、3倍以上になっている。後者の3,621件の内訳は、業務災害3,344(92.4%)、通勤災害277件(7.6%)であり、発生年度別では、2010年度945件(26.1%)、2009年1,040件(28.7%)、2008年度385件(10.6%)、2007年度191件(5.3%)、2006年度102件(2.8%)、2005年度以前958件(26.5%)である(平成22年度版労災保険事業年報)。

また、厚生労働省ホームページでは2003年分から、「死亡災害発生状況」と合わせて「重大災害発生状況」も発表されており、こちらは「重大災害報告より作成」したものとされている。「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のことで、この数字は本誌の統計資料に数字は載せていないが、別掲図にそ

の動向を示した。

● 休業4日以上の死傷災害

厚生労働省ホームページ(各種統計調査結果)に「労働災害発生状況」統計が掲載されるようになった。ただし、労働基準分野のトピックス一覧によると、2009年11月27日から2010年8月24日にかけてさみだれ的に掲載されているようだが、報道発表資料のところには掲載されていないので、いつ公表されたのかチェックが困難である。前述の「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」は、このなかにも含まれている。

ここに示されている「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」と説明されている。「安全の指標」の「死傷者数」の出所は、「労災保険給付データ」と記載されているが、数値は同じである。

一方、出所の異なる、『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況という数字も存在している。以前は安全衛生情報センターホームページに掲載したりされなかったりしていたが、いまは厚生労働省の「職場の安全サイト」の「労働災害統計」の各年のデータのなかで、上述のデータ(2010年分以降は「労働災害統計確定値」と表記)と並べて紹介されている。1999～2001年分は出所に「労働者死傷病報告」の記載はないものの「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」のデータと異なる数字が示されており、データの食い違いは別表のとおりである。

「労働者死傷病報告」による数字(表の左欄)が、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであるとすれば(「届出件数」)、それが、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」による数字(表の中欄=「公表件数」)よりも年6千～1万3千件も多いという状況は、本来受けられるべき労災保険給付を受けていない事例が多数存在していることを示唆しているとも考えられ、解明が必要ではないだろうか。

そもそも、前出の「労働災害発生状況」統計が、「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」については事業主の報告によるデータを採用しているのに、「死傷災害発生状況」については、あえて事業主の報告による数字は「労災非適」事業についてのみ採用して、「労災適用」事業については労災保険給付データの方を採用しているのはなぜかということも説明されていない。

休業4日以上の死傷者数			
年	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)による	両者の差
	「届出件数」	「公表件数」	
1999	141,055	133,948	7,107
2000	139,974	133,948	6,026
2001	140,149	133,598	6,551
2002	132,339	125,918	6,421
2003	132,936	125,750	7,186
2004	131,563	122,804	8,759
2005	132,248	120,354	11,894
2006	134,298	121,378	12,920
2007	131,478	121,356	10,122
2008	129,026	119,291	9,735
2009	114,152	105,718	8,434
2010	116,733	107,759	8,974
2011	119,622	114,176	5,446

注：2011年は東日本大震災を直接の原因とするものを含んでいる。

また、労災保険給付データの方には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後の発症・死亡等も含まれ得るが、それらの取り扱いがどうなっているかも明示されてはいない(業務災害分についてのデータのみであろうと思われる)。

なお、前出-2012年5月25日の厚生労働省発表はタイトルは「平成23年の死亡災害・重大災害発生状況等について」と従来と変わらないものの、休業4日以上の死傷災害の死傷災害発生状況(公表件数)も含められた。これは初めてのことで、今後も継続されるのかどうか注意していきたい。

● 業務上疾病

厚生労働省ホームページに「業務上疾病発生状況」も掲載されるようになった。しかし、各種統計調査結果からたどりつけるのは2007年分だけで、分野別の政策一覧→雇用・労働→労働基準→安

分類		疾病分類項目	年度別労災補償状況								
大	小		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
		負傷(負傷を伴わない事故を含む。)	133,643	133,401	130,166	129,173	129,137	130,166	124,603	112,478	114,135
	01	骨折	66,322	66,547	65,130	65,386	65,248	65,130	62,654	57,019	58,223
	02	切断	6,098	5,877	5,525	5,319	5,023	5,525	4,517	3,817	3,918
	03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,591	17,138	16,842	17,394	17,690	16,482	18,031	16,570	16,802
	04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	19,971	19,899	19,550	18,892	19,127	19,550	18,894	16,936	17,070
	05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	19,451	18,847	18,016	17,285	17,078	18,016	15,719	13,905	13,794
	06	外傷性の脊椎損傷	658	655	649	621	676	649	646	590	665
	07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	385	407	435	402	439	435	343	332	361
	08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	3,040	2,900	2,999	2,854	2,865	2,999	2,859	2,445	2,441
	12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	1,127	1,131	1,020	1,020	991	1,020	940	864	861
		業務上疾病「補償件数」(表2、4参照)	9,045	8,806	8,858	9,271	11,171	10,456	10,148	8,862	9,457
		合計	142,688	142,207	139,024	138,444	140,308	140,622	134,751	120,528	123,592
		業務上疾病「公表件数」(表2参照)	7,502	8,055	7,609	8,226	8,369	8,684	8,874	7,491	8,111
		業務上疾病「届出件数」			7,159	7,413	7,635	8,099	8,341	6,968	8,111

全・衛生→統計・災害事例→安全衛生関係統計等一覧ととどっていかなければいけない。前述の「労働災害発生状況」にはこの道筋でもたどりつける。報道発表資料のところには掲載されていないのだが、労働基準分野のトピックス一覧によると、2010年6月25日、2011年6月24日及び2012年7月2日、(2011年分公表件数は7,779件)に掲載されたことになっている。

ここにある「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所を「業務上疾病調」と記載したもので、一般に使われている、全国労働衛生週間(10月1～7日)に向けて発行されている「労働衛生のしおり」(中央労働災害防止協会)のものと同一ものである。後掲の表2(20頁)及び別掲表では、これを「公表件数」としている。

以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」(第3号)として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」=

「負傷による腰痛」(第1号)に振り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明であった。しかし、こうした処理方法を示した文書は存在していない、当時安全衛生情報センターに掲載されていた以下のデータがどういう性質のものかわからないという回答であった。

これも以前は安全衛生情報センターホームページに掲載したりされなかったりしていたが、いまは厚生労働省の「職場の安全サイト」の「労働災害統計」の各年のデータのなかに、2004～2009年分について「公表件数」と異なる数字の「『労働者死傷病報告』による業務上疾病発生状況」も掲載され、2009年分についての備考では「労働者死傷病報告書(『傷病分類別・年別業務上疾病発生件数』の合計値)から『じん肺又はじん肺合併症』の数値を差し引いたデータを掲載しています」とされている。別掲表に「届出件数」として示した。

この「届出件数」には、「死亡」「休業」別の内数も示されている。2010年分については、「業種別年別業務上疾病発生状況については、上記の「『労働省死傷病報告』による死傷災害発生状況

（平成22年確定値）」に含まれています」となっていて、ここに示された数字は「公表件数」と同じであるが、「死亡」「休業」別の内数も示されている。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されていない。

毎年度の「業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）」が比較的入手しやすいもので、これには、第1～11（2009年分以前は1～9）号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降の「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表4（27頁）にまとめて紹介してある。「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されるのは、3枚の集計表のみである。表9（38頁）に紹介した2010年度分の都道府県別データもこうして開示されたものであり、これらのデータはおよそ本誌以外で掲載されているのを見たことがない。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」の数字は同じものであり、前者が後者の小分類別内訳となっている。前頁表及び後掲の表2（20頁）で「補償件数」として示してある。「公表件数」が「届出件数」そのものではなく、前述のような操作が行われたものであるにもかかわらず、「補償件数」との間にかなりの格差が生じていることの説明がなされたことはない。

さらに、平成14（2002）年度分以降の「傷病性質コード別労災補償状況」では、「負傷（負傷を伴わない事故を含む）」のデータも掲載されるようになった。前頁表のとおりであるが、これに業務上疾病の合計数を加えた数字が何を意味するのか。明記はされていないものの、労災保険給付を受けた

休業4日以上 の傷病数だと思われるのだが、死亡災害が含まれるかどうかは不明。含まれるとすれば、4頁の表に示したふたつのデータとは別に、もうひとつ別の休業4日以上 の死傷者数のデータがあることになって、一層困惑させられる。

結局、わが国の労働災害・職業病の統計データについては、いまだに「闇」の部分が多いと言わざるを得ない状況である。

● 労災保険事業年報

厚生労働省ホームページ（各種統計調査結果）に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報（一部はコピー）を備え付けている。

年報のすべてではなく「労働者災害補償保険事業の概況」及び「保険給付等支払状況」としていくつかの統計表が示されているだけではあるが、表1に示した基本情報はこれらによって確認できる。「概況」で直接拾えないものは、障害（補償）給付の「一時金」受給者数を新規から新規受給者数（第16表）から新規年金受給者数（第17表）を差し引いて求めていること、遺族（補償）給付の「一時金」受給者数は「概況」からは得られないので「保険給付支払状況」統計表から、また、死亡災害発生状況は前述の「死亡災害発生状況」、死傷災害発生状況は前述の「労働災害発生状況」から採っている、などである。

表8（36頁）の都道府県別データについても、労災保険新規受給者、障害（補償）給付及び遺族（補償）給付の「一時金」、葬祭料受給者数は「保険給付支払状況」統計表、から拾うことができた。他は年報本体からで、労災保険適用事業場・労働者数が第1-2表、障害（補償）給付の「年金」が第7-9表、傷病（補償）給付が第7-14表、障害（補償）給付の「年金」は第7-12表から年金新規と前払一時金新規を合算、年度末年金受給者数は第7-7表から求めた。また、死亡災害発生状況は前述の「死亡災害発生状況」から拾えたが、死傷災害発生状況は都道府県別データが得られな

2011年における死亡災害発生状況(確定)

業種	平成23年(1月～12月)						平成22年確定値		平成21年確定値		対22年確定値比較	
			震災		震災以外							
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	2,338	100.0	1,314	100.0	1,024	100.0	1,195	100.0	1,075	100.0	△171	△14.3
製造業	522	22.3	340	25.9	182	17.8	211	17.7	186	17.3	△29	△13.7
鉱業	13	0.6	2	0.2	11	1.1	5	0.4	9	0.8	6	120.0
建設業	510	21.8	168	12.8	342	33.4	365	30.5	371	34.5	△23	△6.3
交通運輸業	48	2.1	31	2.4	17	1.7	22	1.8	12	1.1	△5	△22.7
陸上貨物運送業	282	12.1	153	11.6	129	12.6	154	12.9	122	11.3	△25	△16.2
港湾荷役業	18	0.8	8	0.6	10	1.0	5	0.4	10	0.9	5	100.0
林業	43	1.8	5	0.4	38	3.7	59	4.9	43	4.0	△21	△35.6
その他	902	38.6	607	46.2	295	28.8	374	31.3	322	30.0	△79	△21.1

2011年における死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上死傷災害)(確定)

業種	平成23年(1月～12月)						平成22年確定値		対22年確定値比較	
			震災		震災以外					
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	114,176	100.0	2,827	100.0	111,349	100.0	107,759	100.0	3,590	3.3
製造業	24,395	21.4	806	28.5	23,589	21.2	23,028	21.4	561	2.4
鉱業	313	0.3	5	0.2	308	0.3	322	0.3	△14	△4.3
建設業	22,675	19.9	303	10.7	22,372	20.1	21,398	19.9	974	4.6
交通運輸業	2,113	1.9	47	1.7	2,066	1.9	2,009	1.9	57	2.8
陸上貨物運送業	13,779	12.1	236	8.3	13,543	12.2	13,040	12.1	503	3.9
港湾荷役業	249	0.2	4	0.1	245	0.2	219	0.2	26	11.9
林業	2,014	1.8	4	0.1	2,010	1.8	2,149	2.0	△139	△6.5
その他	48,638	42.6	1,422	50.3	47,216	42.4	45,594	42.3	1,622	3.6

いため、労働基準監督年報の「労働者死傷病報告」によるデータを採用した。

2. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労働災害の発生状況

2012年5月20日に厚生労働省が発表した平成23年における死亡災害発生状況によると、2011年に労働災害により死亡した労働者数は2,338人、うち東日本大震災を直接の原因とする死亡者1,314人、それ以外が1,024人であった。2010年は11年ぶりの増加だったが、2011年は後者だけだと、前年比14.3% (171人)の減少で、過去最少となった。

東日本大震災を直接の原因とする死亡者は、

岩手県401人、宮城県821人、福島県72人の3県合計1,294人で98.5%を占めている。

2011年の休業4日以上死傷災害は114,176人で、うち東日本大震災を直接の原因とするもの2,827人、それ以外が111,349人で、後者だけでみても2年連続の増加となっていた。

2011年の重大災害発生件数は255件で、これも3頁の図のように、2年連続して増加した。

業務上疾病も2010年に増加に転じたが、公表件数では2011年は減少となった。

2010年度の労災保険新規受給者数も5年ぶりに増加したこともわかっているため、2010年(度)はすべての指標が悪化したことになる。

2011年は、①死亡者数について2012年において2007年と比して20%以上減少させる、②死傷

労働安全衛生をめぐる状況

者数について2012年において2007年と比して15%以上減少させる、③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせること、を目標に掲げた第11次労働災害防止計画（2008～2012年度）の4年目であった。死亡者数は、2007年1,357人から2011年1,024人へと333人、24.5%の減少。死傷者数は、2007年121,356人から2011年111,349人へと10,007人、8.2%の減少。後でもふれるように定期健康診断の有所見者率は、2007年度49.9%から2010年度52.5%へと増加といった、途中経過となっている。

2010年6月に閣議決定された新成長戦略の成長戦略実行計画においても、2020年までに労働災害発生件数を3割減少させることが掲げられており、これは単年度平均5%の減少を意味している。

「労災隠し」の氷山の一角をあらわしている労働安全衛生法第100条（報告等）違反による書類送検件数は、1999年74件、2000年91件、2001年126件、2002年97件、2003年132件、2004年125件、2005年114件であったが、その後、2006年137件、2007年は140件、2008年は147件と連続して増加、2009年は101件、2010年は97件に減少している。

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたハイ・インパクトの法則の「1：29：300」という数字の厳密性はともかくとして、死亡災害件数を1とした場合の、休業4日以上（休業4日以上の死傷災害）及び休業3日以内・不休災害の件数（労災保険新規受給者数－休業4日以上

年度	業 種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
合計	全業種	9,047,298	24,743	1	1,813,711	73.3	6,635,081	268.2
2010	製造業	138,463	211	1	22,817	108.1	115,435	547.1
	鉱 業	712	5	1	317	63.4	390	78.0
	建設業	53,217	365	1	21,033	57.6	31,819	87.2
	運輸業	39,797	181	1	15,087	83.4	24,529	135.5
	林 業	3,822	59	1	2,090	35.4	1,673	28.4
	その他	338,947	374	1	45,220	120.9	255,059	682.0

の死傷災害（災害）の比率を別掲表に示した。

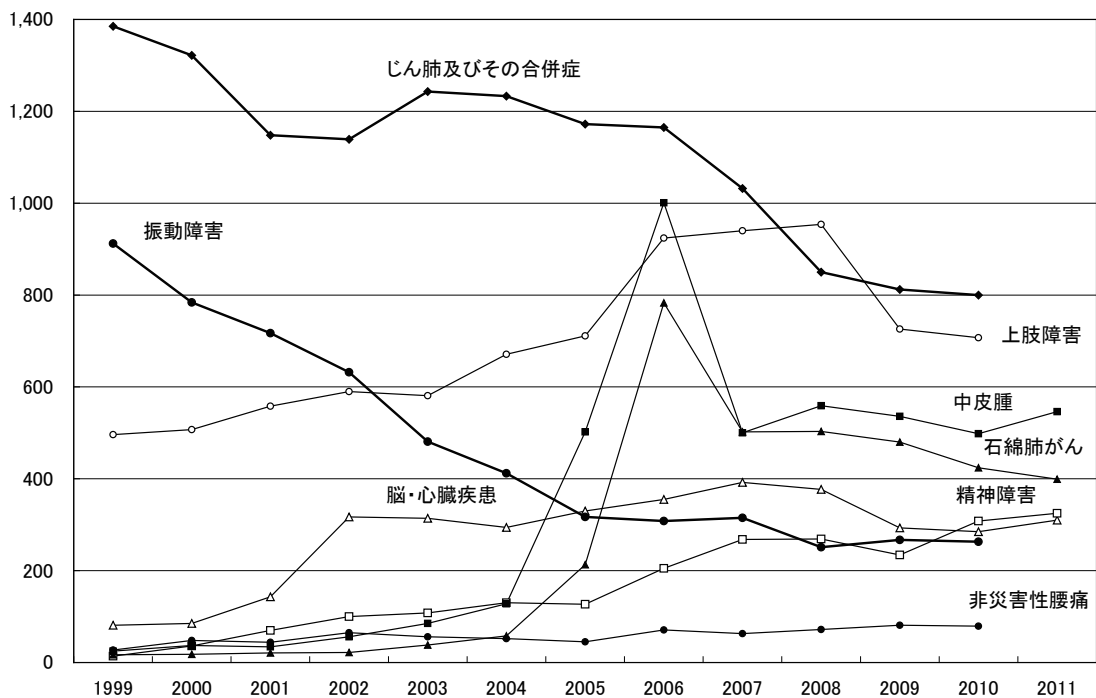
過去15年間平均ではこの比率は、1：73.3：268.2ということになるが、業種別のばらつきが著しい。とりわけ、林業では、休業4日以上の災害件数の方が3日以内・不休災害の件数よりも多いという逆転現象を示しており、鉱業、建設業と運輸業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業＋不休災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、本来は「労災隠し」の根絶のために活用できるはずである。

● 業務上疾病・労働者の健康状況

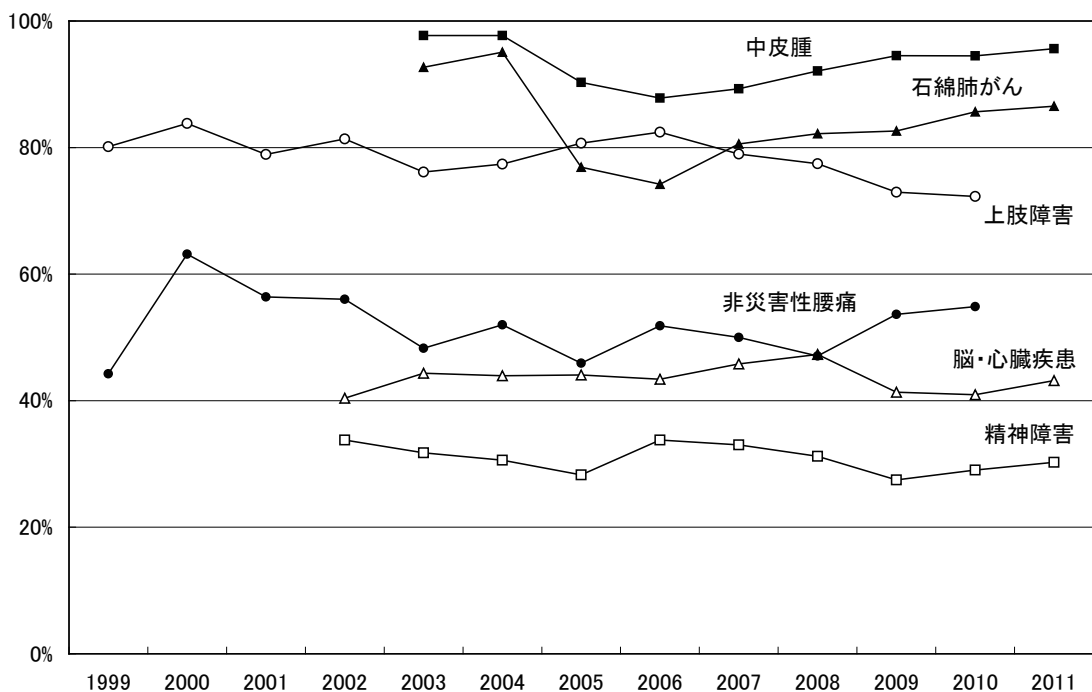
2010年度の業務上疾病（職業病）の補償件数は9,457件で、前年比6.7%（595件）増加となった。公表件数でみても、8.3%（620件）の増加である。

「補償件数」でみれば、職業病全体の約半分を「業務上の負傷に起因する疾病」が占め、その7～8割を「負傷による腰痛」が占めている。

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



前頁に「主な職業病の認定件数の推移」を示した。伝統的な職業病の双壁である「じん肺及びその合併症」と「振動障害」の認定件数は、減少傾向にある。前者は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらずである。

逆に「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以来一貫した増加傾向を示し、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回ったが、2009年度には初めて大きく減少している。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックを受けて認定件数が激増。2006年度には過去の分（死亡から5年以内の事例等）が集中したものと考えられるが、被害は増えているはずなのに、2008年度以降若干の減少傾向を示しているのが気にかかる（中皮腫は2011年度増加）。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正以来増加してきたが、2008年度以降減少に転じた後、2011年度は増加した。「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。

前頁下の図は、「認定率」を分析してある。表5（30頁）に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してある。表5の最下欄には、認定率①＝認定件数/請求件数（いずれも当該年度）、認定率②＝認定件数/（認定件数＋不支給決定件数）の二つの指標を示してあるが、前頁下の図は認定率②である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%前後、次いで「石綿肺がん」、「上肢障害」が80%前後で推移している。これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低く、「脳・心臓疾患」が40%台、「精神障害」では30%前後にとどまっている。「非災害性腰痛」は50%前後で、両群の間に位置しているという状況である。

2010年（度）のもっとも顕著な特徴は、「異常温度条件による疾病」の増加で、表2-4にあるように、公表件数816件（前年比528件、183.3%増）、補償件数584件（前年比415件、245.6%増）。さらに表4をみれば、これが「熱中症」537件（前年比410件、322.8%増）によるものであることがわかる。厚生労働省は毎年5～6月に前年の状況を示しながら、職

場における熱中症予防対策の徹底を指示しているが、2010年には6月10日の通達発出の後、7月27日にも「本年7月中旬以降の急激な気温上昇に伴い、下記のとおり、職場における熱中症による死亡災害が多発している」として対策の徹底を促した。結果的に、2010年の熱中症による死亡者数は統計を取り始めた2007年以降最も多い47人であったという。

なお、「異常温度条件による疾病」のほか、「災害性（負傷による）腰痛」、「化学物質による疾病」では系統的に、また近年は「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」も、公表件数が補償件数を上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続きがなされていないケースが多々あるのではないかと示唆されるところである。

また、各種統計の業種別内訳を、一覧にして前頁表に示しておいた。

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2010年の52.5%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、胸部X線検査、血圧、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えており、そのうち「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものも約2,700人に達しているという状況も深刻である。

厚生労働省は2008年10月に、5年に一度実施している「平成19年労働者健康状況調査の概況」を発表した。何らかの「健康の保持・増進」に取り組んでいると答えた事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%→2007年45.2%。「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%→2007年33.6%。一方、「喫煙対策」の実施率は、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%→2007年75.5%へと連続して上昇している。

労働者に対する調査では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年

業 種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2010年度末	2010年度	2010年度	2010年(暦年)	2010年(暦年)	2010年(暦年)	2010年(暦年)
製造業	15.2%	16.7%	24.1%	17.7%	20.0%	21.5%	19.8%
建設業	22.9%	8.3%	9.3%	30.5%	35.5%	10.9%	9.6%
運輸業	2.8%	5.2%	6.9%	15.1%	9.8%	11.8%	13.5%
鉱 業	0.1%	0.0%	0.1%	0.4%	0.4%	1.7%	1.9%
林 業	0.6%	0.1%	0.7%	4.9%	2.4%	2.3%	55.2%
その他	58.4%	69.7%	59.0%	31.3%	31.8%	51.8%	
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実 数	2,622,356	52,487,983	574,958	1,195	245	8,111	7,491

62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」38.4%（前回35.1%）が高く、次いで「仕事の質の問題」34.8%（前回30.4%）、「仕事の量の問題」30.6%（前回32.3%）となっている。

1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加していた、普段の仕事で「身体が疲れる」という質問項目がなくなる一方、「長時間労働者に対する医師による面接指導制度」に関する調査項目が新規に追加されている。

新成長戦略はまた、2020年までに「メンタルヘルスに関する措置を受けられている職場の割合100%」達成も目標に掲げているが、2010年に（独）労働政策研究・研修機構が実施した「職場におけるメンタルヘルスケア対策に関する調査」によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は50.4%にとどまっている。

なお、「平成18年労働環境調査」、「平成19年等労働者健康状況調査」、「平成20年技術革新と労働に関する実態調査」、「平成21年建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「平成22年労働安全衛生基本調査」等の概況報告が、厚生労働省のホームページに掲載されている（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>）。2011年は「平成23年労働災害防止対策等重点調査」とされており、調査の目的は「メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策、危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に関する施策の見直しに資すること並びに、新しい労働安全衛生管理手法に関する実態を把握する」こととされているが、本稿執筆時点ではまだ結果

は公表されていない。

3. 東日本大震災と労働基準行政

2011年度の労働基準行政は東日本大震災及び東電福島第一原発事故への対応がかなりの部分を占めるが、厚生労働省労働基準局は2012年3月に「東日本大震災に対する労働基準行政の取組」をまとめ公表しているの、参照されたい。

※http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shinsaitorikumi/dl/torikumi01.pdf

● 東日本大震災への対応

ここでは、労働基準行政の対応について、以下のような項目建てで報告している。

- (1) 災害対策緊急対応
- (2) 震災直後の医療支援等
- (3) 被災者等支援のための取組
 - ・震災発生から一次補正予算成立以前
 - ① 出張相談、請求勧奨等の取組
 - ② 各種制度の弾力的な運用等
 - ③ 各種制度の積極的な周知・広報
 - ・一次補正予算成立～
 - ④ 労災保険給付、未払賃金立替
 - ⑤ 震災に伴う解雇、雇止め等の事案に対する啓発指導の実施
 - ⑥ 心や体の不調を訴える被災者への対応
 - ⑦ 被災地での雇用の質に係る対応
 - ⑧ 被災地支援活動の環境整備に係る対応
- (4) 被災地での労働災害防止のための取組

- ① 第1段階：震災直後
 - ② 第2段階：震災後約2か月～
 - (5) 震災対応のための労働基準行政の業務体制の確保
 - (6) 夏期の電力需給対策関係
- また、「今後の課題」として、下記の東電福島第一原発事故対応も含めてであるが、以下の項目を掲げている。

- ① 労働条件の確保・改善等
- ② 東日本大震災からの復旧・復興に従事する労働者の安全と健康確保
- ③ 除染等業務従事者の放射線障害防止
- ④ 東電福島第一原発での放射線業務と各種工事等従事者の電離放射線障害防止等

● 東電福島第一原発事故への対応

「東電福島第一原発事故と対応について」は章をあらためて、以下のような項目建てになっている。

- ・ ステップ1：原子炉安定的冷却達成まで(2011.3.11～7.19)
 - ① 緊急作業従事者の被ばく線量限度に係る特例省令の制定
 - ② 原発事故対応のための労働基準行政の体制確保
 - ③ 東電福島第一原発に対する指導等
 - ・ 作業員の被ばく線量管理、被ばく低減等に係る指導
 - ・ 作業員の被ばく事故等に係る指導
 - ・ 作業員の健康確保等に係る指導
 - ・ 東電福島第一原発への医師の派遣対応
 - ・ その他
- ・ ステップ2：(原子炉冷温停止状態)達成前まで(2011.7.20～12.15)
 - ① 東電福島第一原発に対する指導等
 - ・ 作業員の被ばく線量管理、被ばく低減等に係る指導
 - ・ 作業員の被ばく事故等に係る指導
 - ・ 作業員の健康確保等に係る指導
 - ② 緊急作業従事者の長期的な健康管理
 - ③ 緊急作業従事者の被ばく線量限度の引き下げ

- ④ 原子力事故による損害賠償の手續に係る支援

・ ステップ2達成以降(2011.12.16～)

- ① 東電福島第一原発に対する指導等
- ② 緊急作業従事者の長期的な健康管理
- ③ 除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止関係

4. 労働安全衛生対策

● 除染電離則の制定・改正

除染等業務に従事する労働者の放射線障害を防止するため、新たに「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(除染電離則)が制定され、2012年1月1日から施行されている。同時に、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」も策定されて、①被ばく線量管理、②被ばく低減のための措置、③汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置、④労働者に対する教育、⑤健康管理のための措置、⑥安全衛生管理体制等の適切な実施を求めている。

除染電離則は、避難区域の見直しに伴い「除染特別地域」で「除染作業以外の生活基盤の復旧や、製造業の事業など」が開始・再開されることを受けて一部改正され、7月1日から施行されている。合わせて、上記ガイドラインも改正されるとともに、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が策定された。

なお、上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋め立て処分場等における業務等、除去土壌または汚染廃棄物の処分の業務については、除染電離則ではなく従来の電離則を適用することとされている。

※関係資料：http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/josen_gyomu/

● 職場のパワーハラスメント対策

平成24年度地方労働行政運営方針は、「職場

のパワーハラスメント問題については、近年、都道府県労働局、労働基準監督署に設置する総合労働相談コーナーへの相談が増加を続け、ひどい嫌がらせ等を理由とする精神障害等での労災保険の支給決定件数が増加しているなど、社会的な問題として顕在化している」と指摘している。

2011年7月8日に設置された職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議は、2012年1月30日にワーキンググループ報告を公表した後、2012年3月15日に「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」をとりまとめた。厚生労働省はこれを受けて、2012年度から

- ・ 職場のパワーハラスメントの実態を把握するための調査研究
- ・ 予防・解決に向けた社会的気運を醸成するための周知・広報

を実施するとしているが、速やかにガイドライン策定や法令による規制のあり方を検討することが求められている。

● 過重労働による健康障害等防止対策

新成長戦略は、2020年までに年次有給休暇取得率70%、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2008年の10%から5割減達成を目標に掲げているが、年休取得率は近年5割を下回り、週労働時間60時間以上の労働者の割合は横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど恒常的な長時間労働の実態がみられるところである。

2006年3月17日付け基発第0317008号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」で、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対し、当該疾病の原因究明及び再発防止の措置を行うよう指導するとされ、また、2009年3月30日付け基発第0330023号「精神障害等による業務上の疾病が発生した事業場に対する指導の実施について」も示されているところであるが、これらに基づく指導状況等が公表されるべきである。

● 機械譲渡時の危険情報の提供等

①機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進、②職場における自主的化学物質管理の促進を主な内容とした労働安全衛生規則の改正が行われ、2012年4月1日から施行されている。これによって、「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」及び「化学物質等の危険性又は有害性等の表示及び通知等の促進に関する指針」が各々労働省告示としてあらためて示されている。いずれも労働者の「知る権利」に関わる改正である。

● 女性労働基準規則の改正

生殖機能などに有害な化学物質が発散する場所での女性労働者の就業を禁止する「女性労働基準規則（女性則）の一部を改正する省令」が2012年4月1日に公布され、10月1日に施行される。改正女性則では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質（従来の規制対象は9物質）を規制対象とし、これらを扱う作業場のうち、以下の業務については、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業が禁止される（エチルベンゼン塗装業務の一部も追加される予定）。

- ・ 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」（規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態）となった屋内作業場での業務
- ・ タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務

これは2011年12月14日に公表された母性保護に係る専門家会合報告書を踏まえたものだが、報告書は重量物取扱い業務等については、女性労働者の就業制限を緩和するような新たな知見は見当たらないため、現行規制を維持。妊娠中の女性労働者に対しては、長時間の立ち作業など、状況によっては身体への負担が大きくなる作業の負担を軽減することが望ましいので、配慮すべき事項をパンフレットで関係者に周知するよう提言した。

● 労働安全衛生法改正案の国会提出

- ①職場におけるメンタルヘルス対策の充実（い

いわゆる「新たな枠組み」)、②職場における受動喫煙対策の強化、③電動ファン付き呼吸用保護具を新たに型式検定の対象とすること等を内容とする労働安全衛生法改正案が第179回国会に提出された。とりわけ「新たな枠組み」をめぐる、専門家からも批判が続く、本稿執筆時点では法案の行方は定かではない。

● 粉じん対策・じん肺

呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の拡大(屋外におけるアーク溶接作業及び屋外における岩石等の裁断等作業)等を内容とする粉じん障害防止規則等の改正が行われ、2012年4月1日から施行されている。

また、東日本大震災の影響で配布が遅れたが「じん肺標準エックス線写真集電子媒体版」が示され、2011年9月26日付けで基安労発0926第1号「『じん肺標準エックス線写真』(平成23年3月)集フィルム版及び電子媒体版の取扱いについて」及び基安労発0926第3号「『じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR (FPD) 写真及びCR写真の取扱い等について』の一部改正について」が示されている。

● アスベスト対策

石綿等の製造等の禁止に係る適用除外製品等一覧(ポジティブリスト)を廃止する労働安全衛生法施行令の改正が行われ、2012年1月25から施行されている。これによってわが国は法令上の全面禁止を達成したが、残された課題について2012年4月号で整理しておいた。

2012年5月9日に「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」が策定された。石綿障害予防規則の改正検討は定かではないが、環境省が「中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会」を開催して大気汚染防止法の見直しを開始した。いずれの動きも、東日本大震災の被災地で今後も建築物等の解体等作業が多数行われることが想定されるなかで、事前調査等を徹底させることを趣旨としているものの、倫理的にも問題のある旧日本

石綿協会認定のアスベスト診断士の活用等ですませて、資格要件化等信頼性を担保することせず、アスベスト対策基本法制定として求められている総合的対策の確立のを阻害する懸念が大きい。

● 第12次労働災害防止計画

2013～2017年度を対象期間とするであろう第12次労働災害防止計画策定に向けた検討がはじまっている。第11次労働災害防止計画では、直前の2007年8月7日に公表された総務省の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「次期労働災害防止計画策定に際して十分に留意すること」とことわって指摘した、業種別・年別の目標設定は受け入れず(前者については労働災害防止団体が業種別労働災害防止計画を策定)、都道府県労働局の推進計画に具体的数値目標の設定には応じた。前述したように、休業4日未満労働者死傷病報告の集計・分析・公表・活用に対しては、いまだに方針を明らかにしていない。目標達成状況の検証等と合わせて、あらためて勧告内容等についても検討されるべきだろう。

5. 化学物質対策

● 法令による対策の枠組み

職場で使用されている化学物質の総数は約6万種類と言われ、毎年千以上新たに増えている。このうち国連の基準等による危険有害性情報がある物質が約4万物質、約2万物質については危険有害性情報が明らかではないと言われている。これにどう対処するかは世界共通の課題である。

法令による規制は、労働安全衛生法は、第55条で製造等禁止(8物質)、第56条で製造許可(7物質)等を規定し、また、同法に基づいて特定化学物質等障害予防規則(61物質)、有機溶剤中毒予防規則(54物質)、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、石綿障害予防規則などの特別規則が制定されている。

法第57条で表示等(104物質)、第57条の2で文書の交付等(安全データシートの提供等)(640物

質)が定められているが、前出の2012年4月1日に施行された労働安全衛生規則改正によって(第24条の14、第24条の15)、それらの対象以外の危険有害化学物質についても表示・通知等が努力義務とされて、あらためて「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」が定められたところである。

法第57条の3化学物質の有害性の調査では、新規化学物質を製造・輸入しようとする事業者にあらかじめ有害性調査(変異原性試験またはがん原性試験)の結果の届出を義務付けている(近年の届出件数は年1,200~1,300)。また、第57条の4国の援助等は努力義務ではあるが、国自らが既存化学物質の有害性の調査を実施している。これらの有害性の調査の結果、強度の変異原性が認められたものについては、2003年5月17日付け基発第312号の3の別添1「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」を適用しているが、その対象となる化学物質の数は、2011年年11月29日付け基発1129第4号によって、届出物質704(新規32)、既存化学物質145(新規1)、合計849となっている。

法第28条第3項は、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとされ、現在までに四塩化炭素など18物質について指針が定められている。

なお、労働安全衛生規則第576条(有害原因の除去)、第593条(呼吸用保護具等)等は、有害物を取り扱う作業全般を対象としたものである。

これらに加えて、2006年の労働安全衛生法改正によって、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)とその結果に基づく措置が事業者の努力義務(第28条の2)とされて、「化学物質リスクアセスメント指針」等も策定された。これは、前出の表示・通知等の努力義務化とともに、法令による規制対象とされていない危険有害化学物質にも網をかけようとするものである。

● 国によるリスク評価

上記の法改正と合わせた2006年の労働安全衛生規則改正により設けられた①有害物曝露作業報告(第95条の6)を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価(初期リスク評価及び詳細リスク評価)を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等を行うという流れもつくられている。

2011年度には、7月14日の「化学物質のリスク評価検討会報告書」で、初期リスク評価を行った8物質中5物質について詳細リスク評価が必要と判定、詳細リスク評価を行った5物質中3物質について12月21日に「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」がまとめられ、①インジウム化合物の製造・取扱い等作業、③金属コバルト及びコバルト化合物を取り扱う作業等は特定化学物質障害予防規則、②エチルベンゼンを塗料の溶剤として使用する塗装作業は有機溶剤中毒予防規則による規制対象とするよう提言された(2012年10月1日改正省令施行の予定)。また、これに先立ち2011年10月13日付け基安発1013第1号「平成22年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」により、①~③他の物質について法令改正を待たずに対策を徹底するよう指示されている。

有害物曝露作業報告の対象物質は、2006年5物質、2007年10物質、2008年44物質、2009年20物質、2010年43物質、2011年43物質、2012年14物質で累計136物質になる予定。このうち2011年度までに初期リスク評価が行われたのが48物質、詳細リスク評価は12物質、下記も含めて11物質を特定化学物質障害予防規則、1物質を有機溶剤中毒予防規則の規制対象に追加することとされた。

また、2011年12月27日に職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会報告書が公表された。この検討会は、2010年の「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」と、労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」の中で今後検討が必要とされた項目のうち、「局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入」、「作業環境

測定の評価結果の労働者等への周知」について検討を行ったものとされ、法令の改正が予定されている。

なお、上述のような枠組み以外でも、2001年の廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱、2009年のナノマテリアルに対する曝露防止等の予防的対応なども示されている。2010年12月に化学物質の合成実験を行っていた作業員がガスにばく露された疑いで急性中毒の肺疾患により死亡した災害が発生したことを受けて、取扱事業場は少なく、性状等に係る情報も限られているが、結果の重大性に鑑み、関係業界団体の協力のもと海外における当該物質の有害性情報をとりまとめ、2011年7月27日付け基安発0727第1号「3-クロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロ-1-プロペンによる労働災害防止について」が発出されている。また、2012年4月12日から、ダイオキシン曝露防止対策要綱の見直しのための専門家会議も開催されている。

● 今後の化学物質管理政策検討会

2012年4月27日から今後の化学物質管理政策に関する検討会が開催されている。これは、厚生労働省化学物質対策課化学物質安全対策室、経産省化学物質管理課、環境省環境安全課の共同検討会で、危険有害性情報の、①体系的な収集・評価等の進め方、②統一的な伝達・提供等の進め方等を検討し、秋にも中間報告を行い、すぐに実現可能な対応策は直ちに実施、引き続き中長期的に検討すべき事項について検討するとされている。直接的には国連GHSやSAICM、欧州REACH等の国際的な化学物質総合管理の流れを意識したものであるが、一方で、省庁の棲み分けを維持しながら一定の調整を図ることで、省庁の垣根を超えた総合的管理体制の確立を排除したいという思惑が見え隠れしているようにも思われるので注意が必要だ。

また、65頁でふれているように胆管がん問題から、2012年7月10日に、既存化学物質評価10か年計画(CAP10)の実施(がん原性やリスクの評価を行ってがん原性指針や特別則による規制対象に

する)等の対応策が示されているが、胆管がん問題が今後の化学物質総合対策にどのような影響を及ぼしていくかも注目されるところである。

5. 労災補償対策

● 石綿健康被害救済法の改正

2011年8月26日に全政党が賛成する議員立法によって石綿健康被害救済法が改正され、8月30日に公布、即日施行された。主な改正内容は、以下のとおり。

- ① 特別遺族給付金(労災時効救済)の支給対象を2016年3月26日までに死亡した場合に(10年分)拡大するとともに、その請求期限を2022年3月27日まで(10年間)延長
- ② 新法施行前死亡救済の請求期限を2022年3月27日まで(10年間)延長
- ③ 新法未申請死亡救済の請求期限を死亡から15年に(10年間)延長

①は厚生労働省、②③は環境省が所管する部分である。なお、厚生労働省は2012年4月9日に、法務局等で保管する死亡届をもとに中皮腫で亡くなった人についての情報を収集、これまで労災補償などの救済給付を申請していない3,613人の遺族に対して労災時効救済制度等の案内文を3月末までに送付したと発表している。

関連して、2011年8月26日付け基労発0826第1号「沖縄の復帰前に労働者災害補償の適用を受けていた米軍関係労働者に係る石綿による健康被害の救済に関する法律の適用について、2012年3月16日付け基発0316第6号「石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族一時金の支給対象の見直し等について」が発出され、かねてから指摘されていた労災時効救済の「隙間」が埋められることになった。

● 心理的負荷による精神障害の認定基準

2011年12月26日付けで、1999年に出された「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」に代わって、14年ぶりに新たに基発1226

第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準」が策定された。同日付けで基労補発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準等について」、2012年3月30日付け基労補発0330第5号「精神障害の労災認定実務要領の作成について」も示されている。

これは、2011年11月8日に公表された「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」（同年6月28日には同検討会セクシャルハラスメント事案に係る分科会報告書）も公表）をもとにしたもので、認定基準のポイントは以下のとおりとされている。

- ① 分かりやすい心理的負荷評価表（ストレスの強度の評価表）を定めた
- ② いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、その開始時からのすべての行為を対象として心理的負荷を評価することにした
- ③ これまで全ての事案について必要としていた精神科医の合議による判定を、判断が難しい事案のみに限定した

● 石綿肺がん等労災認定基準

2012年3月29日付けで基発第0329第2号「石綿による疾病の認定基準について」が出され、石綿肺がん及びびまん性胸膜肥厚の認定基準が一部改正された。後者については、これまで必要としていた要件の「肥厚の厚さ」を廃止、前者については、以下の①～③の基準を加えたと説明されているが、実際には、「石綿曝露作業従事期間10年以上+石綿繊維・小体」の基準をなし崩し的に廃止し、④の基準も加えたものである。

- ① 広範囲の胸膜プラーク所見+石綿曝露作業従事期間1年以上
 - ② 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、または石綿吹付け作業に5年以上従事
 - ③ 認定基準を満たすびまん性胸膜肥厚の発症者が肺がんを併発
 - ④ 肺組織切片中の石綿小体・繊維+石綿曝露作業従事期間1年以上
- 同日付け基労補発0329第1号「石綿による疾病

の認定基準の運用等について」も示されており、今回の改正は、2012年2月21日に公表された「石綿による疾病の認定基準に関する検討会報告書」を踏まえたものである。

● 義肢等補装具専門家会議報告書

2012年6月29日に「義肢等補装具専門家会議報告書」が公表された。2008年度から両上肢切断者に対して社会復帰促進等事業筋電電動義手が支給対象となっているが、これを一定の要件のもとに片側上肢切断者に対しても支給する、また、能動式義手について、治ゆ後の装着訓練費用についても支給する等を提言しており、「義肢等補装具費支給要綱」の見直しが行われる予定である。

● 特別加入制度の改正

東日本大震災の復旧・復興作業で建設作業者が、高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等建設業では通常行うことが想定されていない作業を行うことから、これらの作業も特別加入の対象となるよう労災保険法施行規則第46条の17第2号に「原状回復」の事業を加える改正が行われ、2012年1月1日に施行されている。

● 業務上疾病の範囲等

2012年2月2日付け基労補発0202第1号「潜在性結核感染症の取扱いについて」が発出され、医療従事者等が業務により結核菌に感染し、潜在性結核感染症の診断がなされ、医師が治療等を必要と判断した場合には結核の症状が現われていなくとも、職業病リスト（労働基準法施行規則別表第1の2）第6号の1の疾病として労災保険給付の対象となることが示された。

厚生労働省では職業病リスト（労働基準法施行規則別表第1の2）第4号の化学物質等による疾病の見直しを行っており、また、国際労働機関（ILO）が2012年度に職業病一覧表の改訂に伴う業務上疾病の見直しについて検討しており、これらがまとまれば関係省令及び告示が改正される予定である。



労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	1,529	67,541
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011			1,024	111,349						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。

「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。

1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人、を含んでいない。

2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受給 者数	一時金	年金			傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1974	5,212	7,284	1,848	5,436	11,688	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638	44,557
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	10,935	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補補償へ移行した者の件数である。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病 (がんを除く)―有害 光線、電離放射線、異常 気圧、異常温度、騒音、 超音波等			身体に過度の負担のかか る作業態様に起因する 疾病―腰痛、振動障害、 頸肩腕障害等			化学物質等による疾病 (がんを除く)―労働大 臣が指定する化学物質 等による疾病を含む。			粉じんの吸入による 疾病―じん肺及び その合併症		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
合計	260,758	214,838	45,920	23,723	25,737	-2,014	15,115	47,889	-32,774	11,839	8,394	3,445	40,881	42,762	-1,881
2011	5,654			651			381			267			439		

注) 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のも、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
分類	細菌、ウイルス等の 病原体による疾病			がん原性物質若しくは がん原性因子又はがん 原性工程における業務 による疾病			その他業務に起因する ことの明らかな疾病等			職業性疾病 (2号から11号までの小計)			計		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
合計	3,535	5,241	-1,706	121	8,486	-8,365	1,799	10,373	-8,574	97,013	148,882	-51,869	252,392	242,544	9,848
2011	160			5			222			2,125			7,779		

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の 疾患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢に より行う業務その他腰部 に過度の負担のかかる 業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー等 の機械器具の使用により 身体に振動を与える業務 による手指、前腕等の末 梢循環障害、末梢神経 障害又は運動機能障害 (振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるものの ほか、これらの疾病に付 随する疾病その他身体に 過度の負担のかかる作業 態様の業務に起因する ことの明らかな疾病		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
合計	2,454	6,174	-3,720	3,088	1,245	1,843	444	13,125	-12,681	3,306	11,817	-8,511	1,063	447	616
2011	87				56		4			161			73		

注) 表2-1の注に同じ。

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			1-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766			888			3			0			12		

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			4-1以外の「化学物質等による疾病」		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	届出	公表	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606			8			22			10			257		

注) 表2-1の注に同じ。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	じん肺健康診断							
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症 り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力(そ の他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが「有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2006	2007	2008	2009	2010
一			業務上の負傷に起因する疾病	5,051	5,094	5,075	4,457	4,620
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	428	404	433	374	449
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	89	72	60	69	58
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	227	190	187	166	209
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,506	3,727	3,736	3,280	3,361
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	100	68	65	54	36
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	118	141	132	117	142
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	483	415	393	334	305
	08		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	47	45	39	32	35
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	53	32	30	31	25
二			物理的因子による次に掲げる疾病	619	747	609	479	932
			(有害光線による疾病)					
	1	01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	2	3	8	8	7
	2	02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患		1	1	2	1
	3	03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患			2		
	4	04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	1	1		1	1
	5	05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害				1	2
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
	6	06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	16	20	14	12	9
	7	07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	9	5	6	7	10
			(異常温度条件による疾病)					
	8	08	暑熱な場所における業務による熱中症	224	266	234	127	537
	9	09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	31	52	25	26	34
	10	10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	18	19	19	16	13
	11	11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	314	374	295	276	315
	12	12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	1	1		1	
	13	99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	3	5	5	2	3
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,449	1,494	1,465	1,223	1,232
	1	01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	126	160	137	136	174
	2	02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	71	63	72	81	79
	3	03	さく岩機、鉦打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	308	315	251	267	263
	4		せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病	924	940	986	726	707
		04-05	手指の痙攣又は書痙					
		06-08	手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症					
		09	頸肩腕症候群					

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度				
大	小		2006	2007	2008	2009	2010
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	20	16	19	13	9
四		化学物質等による次に掲げる疾病	298	204	215	195	219
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（151項目の内訳は表7参照）	117	90	73	71	72
		（合成樹脂の熱分解生成物による疾病）					
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	3	1	3		3
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	1				1
3	04	すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	32	17	21	14	12
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	9	12	4	1	3
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	6	7	3	5	4
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	10	10	15	13	9
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚					72
	08	（良性石綿胸水）					(37)
	09	（びまん性胸膜肥厚）					(35)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	38	13	11	10	10
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	82	54	85	81	33
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	1,165	1,032	850	812	800
		（管理4）	(282)	(225)	(167)	(194)	(191)
		（肺結核）	(30)	(22)	(12)	(22)	(17)
		（結核性胸膜炎）	(3)	(13)	(12)	(5)	(4)
		（続発性気管支炎）	(698)	(610)	(544)	(458)	(451)
		（続発性気管支拡張症）	(15)	(8)	(6)	(8)	(9)
		（続発性気胸）	(31)	(37)	(24)	(32)	(29)
		（原発性肺がん）	(106)	(117)	(85)	(93)	(99)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	214	200	205	133	110
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	130	105	127	74	78
		（B型肝炎）					
		（C型肝炎）					
		（その他の肝炎）					
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	1	5	2	3
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	22	13	17	19	10
4	07	屋外における業務による恙虫病	4	10	6	6	8
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	56	71	50	32	11
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,810	1,021	1,080	1,033	949
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	5	5	6	2	4
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	5	5		2	2
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん				1	1
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					

大	小	分類 CODE	疾病分類項目	年度				
				2006	2007	2008	2009	2010
	7		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	1,784	1,002	1,062	1,016	922
		07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(783)	(502)	(503)	(480)	(424)
		08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(1,001)	(500)	(509)	(536)	(498)
	8	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
	9	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	1	1	1		
	10		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫				1	3
		12	(白血病)					
		13	(肺がん)					
		14	(皮膚がん)					
		15	(骨肉腫)					
		16	(甲状腺がん)					
		17	(多発性骨髄腫)					
		18	(非ホジキンリンパ腫)					
	11	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
	12	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
	13	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	12	6	9	7	11
	14	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	3	1	1	3	4
	15	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
	16	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん		1	1		1
	17	25	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん					1
	18	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病			2	1	
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病					285
			(脳血管疾患)					(176)
			(虚血性心疾患等)					(109)
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病					308
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	1
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患					
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
		03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍					(1)
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	565	664	649	530	1
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行					
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行	(225)	(263)	(249)	(180)	
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行	(130)	(129)	(128)	(113)	
			[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行	(205)	(268)	(269)	(234)	
			合計	11,171	10,456	10,148	8,729	9,457
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	10,445	9,646	9,338	8,070	9,400
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	726	810	810	659	57
			A/(A+B)	93.5%	92.3%	92.0%	92.5%	99.4%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(判明しているもののみ)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2008(平成20)年度			2009(平成21)年度			2010(平成22)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病		(1,465)			(1,223)			(1,233)	
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	153	72	81	158	81	70	154	79	65
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,265	954	278	1,046	726	269	1,035	707	271
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,289	1,080	165	1,135	1,033	132	1,085	949	101
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	5	6	2	2	2	0	4	4	0
2	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	2	2	0	2	2	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	2	1	0	0	1	0
6	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	石棉にさらされる業務による肺がん	643	503	109	540	480	96	509	424	71
7	石棉にさらされる業務中皮腫	627	559	48	571	536	34	552	498	28
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	1	0	0	0	0	0
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	2	1	0	3	3	0
11	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	1	1	0
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	6	6	0	8	7	0	9	10	0
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2	1	1	5	3	1	2	4	1
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0	1	1	0
17	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	1	0	0	0	1	0
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	4	2	7	1	1	1	2	0	1
十	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病								(1)	
	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍							1	1	0
	(その他業務に起因することの明らかな疾病)		(649)			(529)			(529)	
	非災害性脳血管疾患	585	262	420	501	180	262	528	176	261
	非災害性虚血性心疾患等	304	128		266	113	154	274	109	150
	精神障害等	927	269	593	1,136	234	618	1,181	234	618
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	4,523	2,765	1,537	4,242	2,367	1,505	4,786	2,254	1,316
		救済率①	救済率②		救済率①	救済率②		救済率①	救済率②	
		61.1%		64.3%	55.8%		61.1%	47.1%		63.1%

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	1996～ 合計
大	小	CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	84	110	115	115	93	117	90	73	71	72	1,448
			(無機の酸及びアルカリ)											
	1		アンモニア	1	1			1	4	1	3	1		25
	2		塩酸(塩化水素を含む。)	2	3	1	1	2	9	7	3	4	2	47
	3		硝酸	2	2	3	3	2	1	2	1	1		33
	4		水酸化カリウム	4	2				1		4		3	16
	5		水酸化ナトリウム	5	12	16	16	12	6	11	5	13	8	142
	6		水酸化リチウム											0
	7		弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	1	6	5	5	2	4	3	3	2	2	53
	8		硫酸	3	2	3	3	2	2	2	1	2	1	27
			(金属(セレン及び砒素を含む。))及びその化合物										2	
	9		亜鉛等の金属ヒューム	2	1	3	3	3	1		3			31
	10		アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)											0
	11		アンチモン及びその化合物											0
	12		塩化亜鉛	1		1	1		1					8
	13		塩化白金酸及びその化合物											0
	14		カドミウム及びその化合物											0
	15		クロム及びその化合物		2	2	2	2	2			1	1	16
	16		コバルト及びその化合物	1	1	1	1		1	1				9
	17		四アルキル鉛化合物											0
	18		水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)	1										12
	19		セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)	1										1
	20		セレン化水素											1
	21		鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)		2	1	1	7	2	5	1	1	4	28
	22		ニッケルカルボニル						1				2	4
	23		バナジウム及びその化合物									1		1
	24		砒化水素	1					1					2
	25		砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)			1	1					1		4
	26		ブチル錫	3	1	1	1	1		1				12
	27		ベリリウム及びその化合物						1			1		3
	28		マンガン及びその化合物		1			1	1	1				6
			(ハロゲン及びその無機化合物)											
	29		塩素	9	3	3	3	5	6	2	5	6	4	71
	30		臭素		2			1				1		8
	31		弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)		3				2	1	3		1	15
	32		沃素											0
			(りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物)											
	33		一酸化炭素	16	15	32	32	21	25	13	19	16	19	312
	34		黄りん											0
	35		カルシウムシアナミド											1
	36		シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物										1	7
	37*		二酸化硫黄	1							2			6

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類 CODE	疾病分類項目	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	1996～ 合計
		38	二酸化窒素		1	6	6	2	2	1			1	21
		39	二酸化炭素			1	1			3				7
		40	ヒドラジン											5
		41	ホスゲン								2			4
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	5	3	3	3	2	3	1	1		2	45
			(脂肪族化合物—脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物)											
		44	塩化ビニル											0
		45	塩化メチル											0
		46	クロロブレン							1				1
		47*	クロロホルム	1					4					5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1・2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
		50*	1・2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51*	ジクロロメタン	2	1	1	1		2		2	2		18
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル	2		3	3							16
		54*	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)											0
		55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)							1				3
		56*	1・1・1-トリクロロエタン											5
		57*	1・1・2-トリクロロエタン											0
		58*	トリクロロエチレン		2			1	1		1			8
		59*	ノルマルヘキサン		4					2	1			10
		60	沃化メチル									1		1
			(脂肪族化合物—アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル)											
		61	アクリル酸エチル										1	1
		62	アクリル酸ブチル											0
		63	アクロレイン						1					1
		64*	アセトン	1		1	1	4	2	1	1	1	1	16
		65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)						1					2
		66*	エチルエーテル						1					1
		67	エチレンクロロヒドリン											0
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)						1					1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル			1	1			2			1	6
		71*	酢酸ブチル	1										3
		72*	酢酸プロピル			1	1							2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール			1	1							2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート						1			1		2
		78	ホルムアルデヒド		6			2	1					12
		79	メタクリル酸メチル		1									1
		80*	メチルアルコール		1	2	2	1	3			1		13
		81	メチルブチルケトン	1					1					2
		82*	硫酸ジメチル			1	1	1		1				4

分類		疾病分類項目	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	1996～ 合計
大	小	CODE											
		(その他の脂肪族化合物)											0
	83	アクリルアミド		1								1	2
	84	アクリルニトリル										1	2
	85	エチレンイミン			1	1		1			1		5
	86	エチレンジアミン			1	1	1						4
	87	エピクロルヒドリン					1	1	1				9
	88	酸化エチレン		3							1		10
	89	ジアゾメタン											0
	90	ジメチルアセトアミド		1			1	1					3
	91*	ジメチルホルムアミド			7	7			4		1		20
	92	ヘキサメチレンジイソシアネート									1		2
	93	無水マレイン酸											2
		(脂環式化合物)											
	94	イソホロンジイソシアネート			1	1							2
	95*	シクロヘキサノール						1					1
	96*	シクロヘキサン					1						2
	97	ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート		3						1			5
		(芳香族化合物—ベンゼン及びその同族体)											
	98*	キシレン	1	1	1	1	1	4	5	1		1	36
	99*	スチレン	2	1					1				5
	100*	トルエン	5	18	2	2	6	4	6	3	5	6	96
	101	パラ-tert-ブチルフェノール											0
	102	ベンゼン									2		2
		(芳香族化合物—芳香族炭化水素のハロゲン化合物)											
	103	塩素化ナフタリン											0
	104	塩素化ビフェニル(別名PCB)											0
	105*	ベンゼンの塩化物										2	4
		(芳香族化合物—芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体)											
	106	アニシジン		1									3
	107	アニリン					1		1	1			5
	108	クロルジニトロベンゼン											0
	109	4,4'-ジアミノジフェニルメタン											0
	110	ジニトロフェノール	1										1
	111	ジニトロベンゼン											0
	112	ジメチルアニリン	1										1
	113	トリニトロトルエン(別名TNT)									1		1
	114	2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)											0
	115	トルイジン											0
	116	パラ-ニトロアニリン							4				4
	117	パラ-ニトロクロルベンゼン										1	3
	118	ニトロベンゼン							1				1
	119	パラ-フェニレンジアミン	1		2	2	2	1		2		1	14
	120	フェネチジン											0
		(その他の芳香族化合物)											
	121*	クレゾール		1									2
	122	クロルヘキシジン											0
	123	トリレンジイソシアネート(別名TDI)		1	1	1	3		2			1	13
	124	1,5-ナフチレンジイソシアネート											0

労働安全衛生をめぐる状況

大	分類		疾病分類項目	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	1996～ 合計
	小	CODE												
		125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂	2		1	1	1	2		2		1	11
		126	フェニルフェノール											0
		127	フェノール(別名石炭酸)						1			1		8
		128	オルト-フタロジニトリル											0
		129	ベンゾトリクロライド											0
		130	無水トリメリット酸											0
		131	無水フタル酸											0
		132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)	1		1	1		1	1	1			10
		133	4-メトキシフェノール											0
		134	りん酸トリ-オルト-クレジル											1
		135	レゾルシン	1										3
			(複素環式化合物)											
		136*	1,4-ジオキサン											0
		137*	テトラヒドロフラン			1	1					1		3
		138	ピリジン											1
			(農薬その他の薬剤の有効成分)											
	139		有機りん化合物(ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル(別名EDDP)、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・(2-エチルチオエル)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタトリル(別名MEP)、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル(別名IBP)、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名EPN)、りん酸2・2-ジクロロビニル=ジメチル(別名DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロパホス))	2	1	2	2		5		1		1	21
	140		カーバメート系化合物(メチルアルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタトリル(別名MTMC)及びN-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸S-メチル(別名メソミル)							1				2
	141		2,4-ジクロロフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名NIP)											0
	142		ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ))											0
	143		N-(1・1・2・2-テトラクロロエチル)-4-シクロヘキサン-1・2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)											0
	144		トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)											0
	145		二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム(別名パラコート)											3
	146		パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロロフェニル=エーテル(別名CNP)											0
	147		プラストサイジンS											0
	148		6・7・8・9・10・ヘキサクロール-5・5a・6・9・9a・ヘキサヒドロ-6・9・メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド(別名ベンゾエピン)											0
	149		ペンタクロロフェノール(別名PCP)											0
	150		モノフルオール酢酸ナトリウム											0
	151		硫酸ニコチン											0

注) *: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～2000年度分も含まれている。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 傷病別長期療養者推移状況(2010年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
傷病名	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治癒又は 中断者	死亡	傷病(補償)年金 移行	本年度末療養中	1年以上 1年6か月 未満	1年6か月 以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	9,500	774	104	712	306	9,152	304	255	538	8,055
せき髄損傷患者	369 (63)	382 (71)	336 (58)	3 (2)	53 (3)	359 (71)	113 (23)	97 (17)	75 (21)	74 (10)
外傷性の脳中枢 損傷患者	718 (242)	561 (182)	548 (178)	8 (1)	74 (23)	649 (222)	163 (58)	146 (54)	158 (54)	182 (56)
頭頸部外傷症 候群患者	508 (138)	428 (138)	435 (133)	1 (1)	8 (1)	492 (141)	125 (46)	92 (27)	101 (28)	174 (40)
頸肩腕症候群 患者	160	51	61	-	-	150	9	19	19	103
腰痛 患者	672	576	562	1	-	685	161	138	139	247
一酸化炭素 中毒患者	5	6	2	-	-	9	2	1	-	6
振動障害 患者	6,721	258	445	83	-	6,451	128	104	227	5,992
その他の患者	16,964 (2,797)	20,282 (3,673)	19,999 (3,654)	274 (5)	92 (6)	16,881 (2,805)	5,283 (1,002)	3,773 (651)	3,460 (626)	4,365 (526)
骨折	8,464 (1,955)	11,727 (2,702)	11,882 (2,667)	17 (4)	20 (4)	8,272 (1,982)	3,263 (758)	2,012 (471)	1,737 (460)	1,260 (293)
切断	457 (12)	528 (6)	526 (9)	3 (-)	3 (-)	453 (9)	159 (3)	106 (3)	103 (1)	85 (2)
関節の障害	1,976 (278)	2,541 (375)	2,503 (374)	2 (-)	1 (-)	2,011 (279)	624 (89)	518 (74)	480 (69)	389 (47)
打撲傷	1,185 (208)	1,272 (282)	1,349 (374)	3 (-)	8 (1)	1,097 (205)	312 (71)	265 (47)	231 (38)	289 (49)
創傷	721 (75)	1,133 (102)	1,126 (109)	2 (-)	1 (1)	725 (67)	258 (20)	182 (20)	142 (16)	143 (11)
その他	4,161 (269)	2,613 (206)	2,613 (211)	247 (1)	59 (-)	4,323 (263)	667 (61)	690 (36)	767 (42)	2,199 (124)
合計	35,617 (3,240)	23,318 (4,046)	22,492 (4,023)	1,082 (9)	533 (33)	34,828 (3,239)	6,288 (1,129)	4,625 (749)	4,717 (729)	19,198 (632)

注) ()は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性の 脳中枢 損傷患者	頭頸部外 傷症候群 患者	頸肩腕 症候群 患者	腰痛 患者	一酸化 炭素中 毒患者	振動障 害患者	その他 の患者							合計
										骨折	切断	関節の 障害	打撲傷	創傷	その他	
2000	8,603	451	806	612	146	606	4	8,846	17,326	9,802	554	1,557	1,264	903	3,246	37,400
2001	9,049	427	757	614	138	632	6	8,861	17,078	9,592	572	1,617	1,275	842	3,180	37,562
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828

労働安全衛生をめぐる状況

表8 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2010年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	135,293	1,875,621	94	6,486	29,760	1,086	967	119	81	1,167
青森	29,347	409,529	13	1,170	4,140	131	113	18	3	134
岩手	26,353	410,495	17	1,222	5,805	125	108	17	6	131
宮城	43,038	756,361	22	2,191	10,044	269	237	32	7	276
秋田	23,804	338,485	13	1,029	4,090	131	111	20	3	134
山形	25,957	368,201	9	1,080	6,216	131	120	11	5	136
福島	40,369	680,233	19	1,786	8,181	263	234	29	10	273
茨城	48,822	919,746	33	2,686	10,374	417	370	47	6	423
栃木	36,297	667,137	26	1,734	7,157	244	222	22	12	256
群馬	39,988	757,336	20	2,211	10,428	355	329	26	10	365
埼玉	94,135	1,820,221	51	5,564	30,940	811	724	87	13	824
千葉	79,606	1,606,310	44	5,017	23,032	791	707	84	7	798
東京	378,383	12,920,064	73	9,326	76,311	1,843	1,631	212	21	1,864
神奈川	128,568	2,653,284	52	6,574	34,867	1,282	1,152	130	17	1,299
新潟	56,282	881,423	26	2,536	12,720	364	329	35	14	378
富山	26,237	436,075	13	1,119	4,811	224	209	15	5	229
石川	27,981	433,298	11	1,085	5,125	148	128	20	3	151
福井	21,335	305,186	8	785	3,359	116	104	12	2	118
山梨	17,176	260,888	14	716	3,354	95	77	18	2	97
長野	49,292	762,901	25	1,898	9,231	293	263	30	5	298
岐阜	44,846	693,566	24	2,100	10,137	386	346	40	28	414
静岡	85,192	1,453,837	40	4,180	20,921	647	588	59	3	650
愛知	136,106	3,317,467	58	6,485	34,228	1,314	1,174	140	25	1,339
三重	37,043	614,668	31	2,313	9,741	486	440	46	4	490
滋賀	26,365	455,605	11	1,307	7,224	347	314	33	5	352
京都	55,007	954,890	20	2,324	10,974	782	723	59	3	785
大阪	201,621	4,475,381	63	8,459	42,633	2,407	2,204	203	51	2,458
兵庫	97,167	1,744,738	61	4,680	20,859	1,345	1,240	105	13	1,358
奈良	23,628	296,917	14	1,335	5,290	327	297	30	2	329
和歌山	26,195	301,348	9	1,217	4,451	255	236	19	5	260
鳥取	13,035	179,525	8	465	2,217	53	44	9	5	58
島根	18,328	236,824	10	727	3,378	105	97	8	1	106
岡山	41,875	695,588	18	1,893	8,809	469	437	32	16	485
広島	63,573	1,137,452	31	2,949	14,061	651	583	68	19	670
山口	31,621	495,765	11	1,296	5,719	275	248	27	10	285
徳島	17,935	234,623	11	822	3,080	198	189	9	3	201
香川	22,137	385,751	12	1,177	4,603	246	222	24	1	247
愛媛	33,066	503,207	19	1,537	5,852	432	391	41	8	440
高知	18,270	237,690	9	1,058	4,185	265	239	26	8	273
福岡	103,670	1,945,270	40	4,856	20,700	1,059	985	74	26	1,085
佐賀	16,839	254,883	14	1,018	3,542	154	146	8	7	161
長崎	30,265	409,136	17	1,390	5,039	193	170	23	134	327
熊本	37,480	562,927	22	1,773	6,834	229	216	13	26	255
大分	25,692	388,205	11	1,185	4,173	291	266	25	3	294
宮崎	24,982	337,192	17	1,370	5,658	225	202	23	8	233
鹿児島	35,311	517,717	19	1,699	7,144	269	239	30	2	271
沖縄	26,844	395,017	12	903	3,561	134	116	18	3	137
合計	2,622,356	52,487,983	1,195	116,733	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314

注) 表1注参照(死傷災害はここでは労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受給 者数	一時金	年金			傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
北海道	314	349	84	265	465	15,525	781	654	55	72	5,762	8,982
青 森	26	35	3	32	53	2,011	64	14	35	15	764	1,183
岩 手	26	32	7	25	48	2,409	89	16	61	12	893	1,427
宮 城	56	62	9	53	92	3,283	159	20	102	37	1,208	1,916
秋 田	25	31	5	26	49	2,213	61	24	20	17	868	1,284
山 形	22	27	5	22	38	2,026	94	45	34	15	792	1,140
福 島	57	65	10	55	94	3,781	130	43	52	35	1,368	2,283
茨 城	92	108	24	84	137	4,236	110	49	24	37	1,839	2,287
栃 木	69	79	14	65	99	3,504	190	111	45	34	1,327	1,987
群 馬	45	62	13	49	85	3,629	206	120	50	36	1,559	1,864
埼 玉	114	131	20	111	211	6,767	135	26	51	58	3,551	3,081
千 葉	89	113	32	81	172	6,413	132	15	54	63	3,139	3,142
東 京	284	330	60	270	503	16,183	254	78	82	94	7,764	8,165
神奈川	187	233	53	180	327	9,615	209	79	56	74	4,643	4,763
新 潟	81	91	13	78	127	5,087	237	92	93	52	1,957	2,893
富 山	39	46	9	37	57	2,709	89	47	32	10	1,034	1,586
石 川	34	36	5	31	54	1,998	37	32	3	2	756	1,205
福 井	20	23	5	18	32	1,824	60	27	20	13	668	1,096
山 梨	24	24	5	19	39	1,458	63	28	23	12	536	859
長 野	49	61	12	49	84	3,914	131	86	22	23	1,488	2,295
岐 阜	63	67	14	53	121	4,808	252	186	35	31	1,996	2,560
静 岡	101	106	24	82	144	7,379	164	112	28	24	3,835	3,380
愛 知	174	214	51	163	328	12,309	288	205	42	41	6,300	5,721
三 重	67	75	13	62	112	4,384	399	350	23	26	1,790	2,195
滋 賀	35	39	11	28	66	2,483	122	56	41	25	1,079	1,282
京 都	59	69	18	51	113	4,461	154	97	26	31	2,122	2,185
大 阪	256	326	81	245	499	17,459	426	221	89	116	9,055	7,978
兵 庫	195	237	50	187	305	10,527	258	129	63	66	4,446	5,823
奈 良	44	52	3	49	81	2,046	55	30	16	9	897	1,094
和歌山	35	48	6	42	66	2,492	133	99	13	21	983	1,376
鳥 取	13	11	2	9	23	1,181	32	8	13	11	508	641
島 根	27	27	4	23	32	1,672	44	31	6	7	677	951
岡 山	118	124	26	98	146	5,016	365	285	44	36	1,678	2,973
広 島	108	125	31	94	181	6,944	228	71	68	89	3,125	3,591
山 口	70	86	21	65	102	3,539	112	52	36	24	1,315	2,112
徳 島	22	31	7	24	36	1,853	55	16	25	14	783	1,015
香 川	34	41	10	31	56	2,367	106	20	49	37	958	1,303
愛 媛	52	52	11	41	90	3,338	144	28	64	52	1,217	1,977
高 知	34	43	8	35	69	2,104	90	24	35	31	852	1,162
福 岡	147	179	41	138	238	9,493	490	256	119	115	3,571	5,432
佐 賀	29	30	6	24	39	1,643	118	49	53	16	539	986
長 崎	81	95	24	71	228	3,724	640	565	54	21	923	2,161
熊 本	64	76	17	59	98	3,672	490	366	56	68	1,082	2,100
大 分	36	46	8	38	66	2,831	176	112	44	20	949	1,706
宮 崎	39	44	9	35	66	2,213	156	68	65	23	831	1,226
鹿児島	41	49	6	43	75	2,772	126	36	62	28	1,058	1,588
沖 縄	24	32	5	27	48	985	75	19	36	20	429	481
合 計	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437

注) 表1注参照(死傷災害はここでは労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2010年度)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	253	38	30	96	31	46
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	25	8	4	14	5	4
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	4	0	0	0	0	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	17	1	1	2	2	0
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	190	26	16	70	21	39
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	3	0	0	4	0	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	5	2	3	0	1	0
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	5	0	2	5	1	3
	08		爆発その他事放的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	2	0	0	1	1	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	2	1	4	0	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	24	7	11	13	6	6
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	1
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	2	1	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	1	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	9	3	9	8	4	5
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	1	0	0	0	2	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	2	0	0	2	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	11	2	1	3	0	0
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	112	6	8	12	6	2
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	16	2	0	2	1	0
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	0	1	0	0	0	0
3	03		さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	62	2	3	6	2	0
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病	32	1	5	4	3	2
	04-05		手指の痙攣又は書痙						
	06-08		手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症						
	09		頸肩腕症候群						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
69	130	29	77	402	153	244	280	79	25	29	19	31	87	67	78	177	107
10	11	10	7	23	9	28	24	2	6	6	2	5	13	9	5	18	7
0	2	0	2	4	3	3	4	2	0	0	1	0	1	1	2	5	0
2	2	3	10	5	17	13	16	5	4	1	0	1	3	2	8	13	4
50	105	15	46	341	104	170	187	57	13	19	15	20	62	41	51	120	88
0	1	0	1	1	3	5	4	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0
1	3	0	5	5	3	13	13	6	1	0	0	2	0	3	3	9	0
6	5	1	6	23	11	10	24	5	0	3	1	3	4	9	9	9	8
0	0	0	0	0	1	1	7	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0
0	1	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
8	15	8	18	38	36	66	65	36	6	8	20	2	13	11	33	46	23
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	13	7	13	34	29	55	30	21	3	5	6	2	4	7	24	38	11
0	0	0	2	2	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
4	1	1	2	0	1	1	32	14	3	3	14	0	8	4	7	5	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
22	33	4	21	40	65	122	106	38	7	4	13	6	20	12	39	35	8
5	1	0	0	7	4	6	45	5	2	0	0	0	2	2	3	0	2
3	3	0	1	4	11	8	8	2	1	0	0	0	0	1	1	2	1
1	0	2	0	1	1	1	3	9	2	0	11	2	4	3	7	7	2
13	29	2	20	28	49	106	49	22	2	4	2	4	14	6	27	26	3

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	39	153	521	156	40	31
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	5	9	30	25	4	6
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	0	3	1	2	2	2
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	7	8	10	6	2	1
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	18	115	428	91	23	20
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	0	0	2	0	1	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	2	7	12	3	2	2
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	7	10	37	22	6	0
	08		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	0	0	1	3	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	0	1	0	4	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	13	16	39	52	8	8
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	8	14	32	15	6	3
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	3	0	1	0	1	1
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	0	0	0	0	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	2	2	6	37	1	4
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	41	42	98	31	13	11
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	3	5	9	4	2	0
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	17	7	0	3	0	0
3	03		さく岩機、鉚打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	0	12	7	2	1	8
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病	21	15	81	22	10	3
	04-05		手指の痙攣又は書痙						
	06-08		手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症						
	09		頸肩腕症候群						

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
19	26	49	123	34	39	46	76	76	233	31	66	63	68	37	57	60	4,620
3	2	0	14	8	4	12	6	6	22	6	13	6	6	2	2	3	449
0	0	1	5	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	2	58
1	3	1	7	1	1	0	2	6	6	1	3	4	0	1	5	1	209
11	15	42	85	21	29	30	59	56	181	20	39	47	47	26	45	47	3,361
0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	0	1	1	0	0	36
1	3	0	2	2	2	2	1	0	3	3	2	2	3	3	4	3	142
3	2	4	5	1	1	1	8	4	15	0	8	1	9	4	1	3	305
0	0	1	4	0	0	0	0	0	4	0	0	1	1	0	0	1	35
0	1	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	25
5	8	23	31	18	4	18	31	9	29	5	21	22	18	20	9	6	932
																	0
0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
4	5	16	16	12	2	3	5	3	22	2	8	7	3	4	0	3	537
0	1	2	0	1	0	0	0	0	1	0	3	1	2	1	0	0	34
0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	1	0	13
1	2	4	13	3	2	15	25	5	4	3	10	13	12	15	8	1	315
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
3	3	10	36	6	13	8	19	16	27	3	13	14	33	26	19	6	1,232
1	0	0	8	2	1	3	2	4	7	2	3	1	5	1	5	1	174
0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	79
0	2	2	8	3	1	4	15	4	1	1	4	9	17	23	8	0	263
2	1	8	18	1	11	1	2	8	18	0	6	3	10	2	6	5	707

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	2	0	0	0	0	0
四		化学物質等による次に掲げる疾病	12	6	1	3	0	7
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（151項目の内訳は表7参照）	4	4	1	0	0	2
		（合成樹脂の熱分解生成物による疾病）						
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	1
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	1	0	0	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	4	2	0	3	0	3
	08	（良性石綿胸水）	(1)	(1)	(0)	(3)	(0)	(0)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2	0	0	0	0	1
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	107	5	7	32	1	9
		（管理4）	(30)	(0)	(1)	(5)	(0)	(1)
		（肺結核）	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（結核性胸膜炎）	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気管支炎）	(56)	(4)	(5)	(25)	(1)	(7)
		（続発性気管支拡張症）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気胸）	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（原発性肺がん）	(11)	(1)	(1)	(2)	(0)	(1)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	2	0	0	0	0	2
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	2	0	0	0	0	2
		（B型肝炎）						
		（C型肝炎）						
		（その他の肝炎）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又ははら等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	58	1	3	19	2	6
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
4	4	0	1	3	11	18	13	0	3	4	0	2	1	0	9	7	3
0	0	0	1	2	3	5	3	0	0	1	0	0	0	0	4	3	0
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
0	1	0	0	0	1	4	4	0	2	1	0	0	0	0	1	2	0
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(3)	(2)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
0	1	0	0	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	1	5	3	0	0	0	0	2	1	0	1	2	2
14	9	10	6	13	7	53	18	18	9	1	6	4	8	24	17	35	6
(0)	(5)	(7)	(2)	(2)	(1)	(26)	(5)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(0)	(11)	(1)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(10)	(2)	(2)	(3)	(8)	(6)	(23)	(10)	(12)	(6)	(0)	(3)	(3)	(5)	(14)	(16)	(7)	(3)
(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(1)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(8)	(0)
(3)	(2)	(1)	(1)	(3)	(0)	(0)	(0)	(5)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)	(1)	(6)	(1)
3	2	1	3	12	10	14	12	2	5	0	2	2	1	1	1	0	0
3	1	1	3	11	9	8	11	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0
0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	4	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
8	12	7	5	25	29	112	90	9	10	7	6	1	2	11	23	44	10
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	3	1	0	0	0
四		化学物質等による次に掲げる疾病	2	3	18	15	3	1
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（151項目の内訳は表7参照）	2	0	5	2	1	0
		（合成樹脂の熱分解生成物による疾病）						
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すず、鉾油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	1	1	1	1	1
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	1	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	2	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	0	0	7	12	1	0
	08	（良性石綿胸水）	(0)	(0)	(4)	(5)	(1)	(0)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(0)	(0)	(3)	(7)	(0)	(0)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	2	2	0	0	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	1	10	72	24	8	7
		（管理4）	(1)	(3)	(32)	(10)	(2)	(2)
		（肺結核）	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
		（結核性胸膜炎）	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気管支炎）	(0)	(6)	(19)	(8)	(5)	(4)
		（続発性気管支拡張症）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気胸）	(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)
		（原発性肺がん）	(0)	(1)	(16)	(6)	(0)	(1)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	0	2	7	1	1	1
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	0	1	6	0	0	0
		（B型肝炎）						
		（C型肝炎）						
		（その他の肝炎）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又ははら等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	1
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	1	1	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	1	1	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	4	7	97	77	13	7
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	1	0	0	0
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	1	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

31 鳥取	32 島根	33 岡山	34 広島	35 山口	36 徳島	37 香川	38 愛媛	39 高知	40 福岡	41 佐賀	42 長崎	43 熊本	44 大分	45 宮崎	46 鹿児島	47 沖縄	合計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
0	1	9	9	9	0	1	3	5	20	0	3	3	2	0	0	0	219
0	0	1	2	5	0	0	0	4	13	0	0	3	1	0	0	0	72
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
0	0	7	6	4	0	1	1	0	3	0	2	0	0	0	0	0	72
(0)	(0)	(7)	(2)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(37)
(0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(35)
0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10
0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	33
0	7	49	9	17	2	11	27	2	35	4	52	7	16	3	18	0	800
(0)	(1)	(7)	(2)	(4)	(0)	(2)	(0)	(0)	(16)	(1)	(1)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(191)
(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(3)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(17)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)
(0)	(4)	(35)	(2)	(7)	(2)	(7)	(24)	(2)	(10)	(2)	(46)	(5)	(14)	(1)	(17)	(0)	(451)
(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(9)
(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(29)
(0)	(1)	(6)	(3)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(0)	(5)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(99)
0	0	2	3	0	0	0	0	3	0	1	0	3	0	1	7	3	110
0	0	1	3	0	0	0	0	2	0	1	0	3	0	1	2	2	78
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11
2	5	35	56	15	3	5	15	3	50	0	29	6	6	3	4	7	949
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類 CODE	疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
				北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
	7		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	55	1	1	18	2	6
	07		(石綿に曝される業務による肺がん)	(15)	(0)	(0)	(5)	(0)	(5)
	08		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(40)	(1)	(1)	(13)	(2)	(1)
	8	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病						
	9	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0
10			電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	1	0	0
	12		(白血病)						
	13		(肺がん)						
	14		(皮膚がん)						
	15		(骨肉腫)						
	16		(甲状腺がん)						
	17		(多発性骨髄腫)						
	18		(非ホジキンリンパ腫)						
11	19		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
12	20		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
13	21		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	2	0	2	0	0	0
14	22		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	0	0	0	0	0
15	23		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
16	24		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
17	25		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
18	99		1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	8	5	2	8	2	1
			(脳血管疾患)	(4)	(3)	(1)	(7)	(1)	(0)
			(虚血性心疾患等)	(4)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	28	1	3	13	5	5
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01		超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	0	0	0	0	0	0
	02		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	03		ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第五号へ移行						
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第五号へ移行						
			[精神障害等] 2010年度以降第五号へ移行						
			合計	604	69	65	196	53	84
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	600	69	65	196	53	83
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	4	0	0	0	0	1
			A/(A+B)	99.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.8%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
8	11	7	5	25	28	109	90	9	10	7	6	1	2	11	23	43	10
(3)	(3)	(4)	(3)	(11)	(19)	(65)	(50)	(3)	(3)	(3)	(2)	(1)	(2)	(4)	(9)	(15)	(7)
(5)	(8)	(3)	(2)	(14)	(9)	(44)	(40)	(6)	(7)	(4)	(4)	(0)	(0)	(7)	(14)	(28)	(3)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	6	2	5	9	6	56	18	1	1	3	1	4	2	1	3	12	3
(1)	(5)	(1)	(2)	(4)	(2)	(33)	(11)	(0)	(0)	(2)	(0)	(1)	(1)	(1)	(2)	(10)	(2)
(2)	(1)	(1)	(3)	(5)	(4)	(23)	(7)	(1)	(1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(0)	(1)	(2)	(1)
3	13	5	3	5	15	40	19	5	3	2	4	2	4	0	6	5	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
134	224	66	139	547	332	725	622	188	69	58	71	54	138	127	209	361	162
131	224	66	139	547	331	715	615	187	65	58	71	52	137	127	207	358	160
3	0	0	0	0	1	10	7	1	4	0	0	2	1	0	2	3	2
97.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	98.6%	98.9%	99.5%	94.2%	100.0%	100.0%	96.3%	99.3%	100.0%	99.0%	99.2%	98.8%

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類	疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
		CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	7		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	4	7	94	76	13	7
	07		(石綿に曝される業務による肺がん)	(3)	(5)	(36)	(27)	(7)	(5)
	08		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(1)	(2)	(58)	(49)	(6)	(2)
	8	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病						
	9	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0
10			電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12		(白血病)						
	13		(肺がん)						
	14		(皮膚がん)						
	15		(骨肉腫)						
	16		(甲状腺がん)						
	17		(多発性骨髄腫)						
	18		(非ホジキンリンパ腫)						
11	19		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
12	20		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
13	21		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	1	0	0
14	22		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
15	23		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
16	24		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	1	0	0	0
17	25		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
18	99		1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	5	13	27	15	3	2
			(脳血管疾患)	(3)	(8)	(19)	(9)	(2)	(1)
			(虚血性心疾患等)	(2)	(5)	(8)	(6)	(1)	(1)
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	5	12	21	13	4	3
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01		超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	0	0	0	0	0	0
	02		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	03		ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第五号へ移行						
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第五号へ移行						
			[精神障害等] 2010年度以降第五号へ移行						
			合計	110	258	900	384	93	71
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	110	253	897	384	93	71
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	0	5	3	0	0	0
			A/(A+B)	100.0%	98.1%	99.7%	100.0%	100.0%	100.0%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
2	5	35	55	15	2	5	15	3	42	0	28	6	6	3	4	7	922
(0)	(2)	(28)	(19)	(10)	(1)	(2)	(9)	(0)	(21)	(0)	(11)	(1)	(0)	(1)	(0)	(4)	(424)
(2)	(3)	(7)	(36)	(5)	(1)	(3)	(6)	(3)	(21)	(0)	(17)	(5)	(6)	(2)	(4)	(3)	(498)
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	11
0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	4	6	3	4	1	3	1	8	2	2	7	4	3	4	5	285
(0)	(1)	(1)	(6)	(2)	(4)	(1)	(1)	(1)	(6)	(2)	(2)	(6)	(2)	(0)	(3)	(2)	(176)
(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(2)	(3)	(1)	(3)	(109)
0	2	3	5	4	2	1	3	3	8	3	2	9	2	4	2	6	308
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
29	53	184	278	106	67	91	177	118	410	49	188	134	149	97	120	94	9,457
29	53	183	278	106	67	91	177	116	407	49	188	134	148	97	119	94	9,400
0	0	1	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	1	0	1	0	57
100.0%	100%	99.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.3%	99.3%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	100.0%	99.2%	100.0%	99.4%

労働安全衛生をめぐる状況

表10 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2010年度末)

	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性の 脳中枢 損傷患者	頭頸部外 傷症候群 患者	頸肩腕 症候群 患者	腰痛 患者	一酸化 炭素中 毒患者	振動障 害患者	その他 の患者	骨折	切断	関節の 障害	打撲傷	創傷	その他	合計
北海道	1,233	16	41	36	3	45		1,068	887	408	27	187	26	13	226	3,329
青 森	57	10	9	1	1	2		35	171	100	1	21	9	12	28	286
岩 手	59	7	27	8		3	1	17	214	105	4	20	10	11	64	336
宮 城	228	12	13	5	1	8	1	30	282	133	4	18	6	9	112	580
秋 田	55	3	6			2		23	124	66	1	7	4	5	41	213
山 形	128	3	5	5		2		30	131	63	12	14	2	8	32	304
福 島	232	5	11	3		1		32	153	80	4	17	3	3	46	437
茨 城	196	10	15	7	2	17		9	236	106	13	23	10	10	74	492
栃 木	66	6	15	2	1	4		9	245	137	9	21	9	16	53	348
群 馬	99	5	3	2	4	2		34	238	121	6	25	28	17	41	387
埼 玉	88	18	21	19	13	48		33	749	355	26	95	60	47	166	989
千 葉	59	24	47	75	12	110	2	16	1,153	527	33	208	127	58	200	1,498
東 京	288	19	77	83	34	52		67	1,511	744	30	175	88	77	397	2,131
神奈川	238	21	60	37	11	76	1	65	1,068	508	29	147	44	39	301	1,577
新 潟	277	4	3	9	2	3		110	262	127	15	23	5	7	85	670
富 山	132	5	5	3		6		49	96	42	4	4	7	5	34	296
石 川	42	3	1	1				17	96	61	3	11	3		18	160
福 井	106	2	7	4		3		84	107	54	4	11	3	3	32	313
山 梨	47	2						22	101	52	2		15	5	27	172
長 野	177	11	14	12		10		114	346	173	7	46	24	25	71	684
岐 阜	283	10	10	1		6		101	191	113	8	15	10	4	41	602
静 岡	142	20	28	18		9		73	457	229	12	46	19	36	115	747
愛 知	179	15	25	14	2	1		47	828	462	18	48	92	52	156	1,111
三 重	37	1	7		1	2		73	143	59	3	14	4	7	56	264
滋 賀	62	8	5	33		41	2	57	308	136	12	40	37	7	76	516
京 都	173	6	16	15	17	35	2	203	359	169	3	50	20	7	110	826
大 阪	249	20	42	19	7	33		103	1,703	781	52	243	207	72	348	2,176
兵 庫	438	20	23	22	19	65		167	943	469	20	94	39	31	290	1,697
奈 良	114	6	6	3	9	1		53	163	96	9	14	9	2	33	355
和歌山	71	5	1	5				66	157	63	5	17	14	5	53	305
鳥 取	28		1	2		1		12	29	8	2			5	14	73
鳥 根	63	1	4	1				57	47	23	1	9		1	13	173
岡 山	610	4	8	4		4		59	260	130	8	27	4	6	85	949
広 島	376	14	26	12	2	33		169	586	259	10	74	34	18	191	1,218
山 口	195	4	1	3	1	4		53	291	143	2	16	20	24	86	552
徳 島	94	2	2			2		249	69	31	2	2	4	3	27	418
香 川	90	2	8	3		1		67	143	69	7	10		6	51	314
愛 媛	278	7	6	7		6		684	288	154	7	28	10	9	80	1,276
高 知	169	4	11	5	3	24		826	171	83	3	30	7	10	38	1,213
福 岡	390	11	12	1		1		49	533	282	6	70	26	17	132	997
佐 賀	52	1	1	1				23	64	39	3	5		3	14	142
長 崎	528	3	4					43	167	66	5	10	3		83	745
熊 本	87	1	8	2	1	3		234	189	108	2	19	13	6	41	525
大 分	372	5	7	4	4	6		475	250	146	9	24	21	5	45	1,123
宮 崎	92	1	3					406	94	42	5	5	6	4	32	596
鹿児島	151	1	2	3		7		215	163	90	2	16	8	4	43	542
沖 縄	22	1	2	2		6		23	115	60	3	12	7	11	22	171
合 計	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働基準行政関係通達等

2011年度

2011. 4. 1 基発0401第1号「『労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令』の施行について」◎
2011. 4. 1 基発0401第5号「今後の労働時間等設定改善業務の運営に当たって留意すべき事項について」◎
2011. 4. 1 基発0401第8号「過重労働防止対策アドバイザーの廃止について」★
2011. 4. 1 基発0401第9号「自動車運転者時間管理等指導員に係る設置要領及び執務準則の作成について」★
2011. 4. 1 基発0401第10号「『自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について』の一部改正について」★
2011. 4. 1 基発0401第11号「自動車運転者時間管理等指導員に関する要請について」★
2011. 4. 1 基発0401第17号「今後の労働時間等設定改善関係業務の進め方について」◎
2011. 4. 1 基発0401第18号「労働時間等設定改善対策の推進について」◎
2011. 4. 1 基発0401第19号「当面の労働時間対策の具体的推進について」◎
2011. 4. 1 基政発0401第1号「今後の労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について」◎
2011. 4. 1 基発0401第22号「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施について」☆
2011. 4. 1 基発0401第23号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金交付要領の制定について」☆
2011. 4. 1 基発0401第27号「労災援護金の支給についての一部改正について」◎
2011. 4. 1 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る留意事項等について」★
2011. 4. 6 基発0406第3号「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」◎※
2011. 4. 6 補償課労災保険審理室長事務連絡「訴訟関係業務に係る資料の送付について」★
2011. 4. 7 基発0407第7号「プレス機械又はシャーの安全装置等の形式検定に係る検定の方法等の改正について」※
2011. 4. 7 基発0407第11号「防爆構造機械器具に係る機械等命令の発令について」※
2011. 4. 7 基安発0407第2号「構造規格を具備していない防爆構造電気機械器具の譲渡に対する再発防止対策の徹底について」◎※
2011. 4. 7 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「東日本大震災により被災された労働者の遺族に対する周知について」★
2011. 4. 8 基発0408第2号「東日本大震災に伴う解雇・雇止め等に対する対応について」☆
2011. 4. 11 基発0411第2号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱に関する特例について」◎※
2011. 4. 11 基安安発0411第1号「防爆構造電気機械器具に係る型式検定の検査関係書面の適切な審査について」◎※
2011. 4. 11 基労発0411第1～5号「東日本大震災による被災地における災害復旧を目的とする事業に係る労災保険の適用について」★
2011. 4. 13 基発0413第5～7号「東日本大震災により労働安全衛生法に基づく免許を減失等した被災者への免許を取得していることを証する書面の発行等について」◎※
2011. 4. 15 基労保発0415第1号「現行労災システムから次期労災システムへの移行に伴う機械処理事務等の具体的内容について(伺い)」

2011年度 労働基準行政関係通達

★

- 2011. 4. 15 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る業務の引継ぎについて」★
- 2011. 4. 18 基発0418第4号「『労働安全衛生規則の一部を改正する省令、ボイラー及び压力容器安全規則の一部を改正する省令及び有機溶剤予防規則等の一部を改正する省令の施行について』の一部の改正について」◎
- 2011. 4. 18 基安労発0418第1号「放射線業務に従事する労働者に対する健康管理について(要請)」★
- 2011. 4. 19 基労保発0419第1号「次期労災行政情報管理システムの稼働日及び稼働に当たっての留意事項について(伺い)」★
- 2011. 4. 19 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「次期労災行政情報管理システム稼働直後の特例的な取扱いについて」★
- 2011. 4. 20 基労保発0420第1号「本省払い化の対象となる労災保険給付及びその時期の一部変更について」★
- 2011. 4. 21 基労補発0421第1号「東日本大震災に係る業務上外等の判断のための調査に係る岩手、宮城及び福島労働局への業務支援について」◎
- 2011. 4. 21 基労補発0421第2号「現行労災システムから次期労災システムへの移行に伴う機械処理事務等の具体的内容等について」★
- 2011. 4. 22 基安発0422第1号「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」◎※
- 2011. 4. 25 基安発0425第1号「初めてがれき処理に従事する労働者等の労働災害防止について」◎※
- 2011. 4. 26 基労補発0426第1号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い及び事務処理について(4月診療分)」◎
- 2011. 4. 27 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について(その2)」★
- 2011. 4. 28 基発0428第1号「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量限度について」◎※
- 2011. 4. 28 基発0428第3号「福島第一原子力発電所で従事する労働者の被ばく線量管理等

の徹底について」★

- 2011. 4. 28 基発0428第4号「東日本大震災に伴う監督指導業務等の当面の運営について」★
- 2011. 5. 2 基発0502第2号「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について(労働基準局関係)」◎
- 2011. 5. 2 基労発0502第1号「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族(補償)給付請求書等の提出があった場合等の取扱いについて」◎
- 2011. 5. 2 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「石綿に関する労災保険給付に係る相談等について」★
- 2011. 5. 6 基安安発0506第1号「交通事故を発生させたトラック運転者の労働時間等の実態等の把握について」◎※
- 2011. 5. 10 基安発0510第1・2号「東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について」※
- 2011. 5. 10 基安労発0510第1号「産業保健推進センターにおける健康相談について(追加依頼)」☆
- 2011. 5. 11 基安発0511第1～3号「福島県内の災害廃棄物等を取り扱う業務に係る措置について」◎※
- 2011. 5. 11 労災保険業務課長補佐(運用担当)事務連絡「労働災害統計の電子媒体による提供について」★
- 2011. 5. 13 基発0513第1号「夏期の節電に向けた労使の取組への対応について」◎
- 2011. 5. 13 基監発0513第1号「労働者の募集や求人申し込み、労働契約の締結に当たっての労働条件等の適切な明示について」☆
- 2011. 5. 13 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「東日本大震災に関する労災補償制度の周知・請求促進の実施について」★
- 2011. 5. 16 基発0516第3号「1上肢を手関節以上で失った者に対する筋電動義手の研究用支給についての一部改正について」◎
- 2011. 5. 16 基安安発0516第1号「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部の設置について(要請)」☆
- 2011. 5. 16 基安安発0516第1号「平成23年度『中小零細規模事業場集団リスクアセスメント研修事業』に係る対象事業場集団の選定等について」◎※

2011. 5. 16 補償課長事務連絡「『東日本大震災に係る業務上外の判断に関する質疑応答集(No.1)』の送付について」★

2011. 5. 17 基安発0517第1・2号「『福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方』等について」◎※

2011. 5. 17 基安発0517第1号「『福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方』等について」★

2011. 5. 17 基安発0517第3～5号「福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内における作業に係る措置について」◎※

2011. 5. 18 基安発0518第5号「東日本大震災に伴う災害復旧工事等に対する当面の運営等について」★

2011. 5. 18 基安発0518第1号「労災かくしの排除に係る厚生労働省ポスターへの事業者等の名称の付記に関する取扱いについて」★

2011. 5. 19 補償課長補佐(医療福祉担当)・労災保険業務課システム最適化推進室長補佐事務連絡「健康管理手帳の新規交付申請の様式について」★

2011. 5. 20 基発0520第2号「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」★

2011. 5. 20 基発0520第6・7号「夏期の電力需給対策を受けた事務所の室内温度等の取扱いについて」◎※

2011. 5. 23 基安発0523第1・2号「福島第一原子力発電所における緊急作業に係る安全衛生対策の強化について」★

2011. 5. 23 基安発0523第1号「福島第一原子力発電所における緊急作業に係る放射線作業届の運用について」★

2011. 5. 23 基安安発0523第1号「高圧洗浄作業における安全対策マニュアルについて」◎※

2011. 5. 23 基安安発0523第2号「ビルガラス外装清掃作業におけるブランコ作業マニュアルについて」◎※

2011. 5. 24 基安発0524第1・2号「計画的避難区域において事業所が例外的に事業を継続する場合に係る措置について」◎

2011. 5. 26 基発0526第1号「東日本大震災に係る被災労働者等の就労支援及び雇用創出に際する雇用の質の確保について」◎

2011. 5. 26 基発0526第3号「東日本大震災に係る被災労働者等の就労支援及び雇用創出に際

する雇用の質の確保について」◎

2011. 5. 26 基労管発0526第1号・基労保発0526第2号・基労補発0526第3号「東日本大震災の被災者に関する遺族(補償)年金等の定期報告の取扱いについて」◎

2011. 5. 26 基労補発0526第4号「東日本大震災の被災者に関する遺族(補償)年金等の定期報告の取扱いについて」☆

2011. 5. 26 基安発0526第1号「福島第一原発における医師派遣について(要請)」◎

2011. 5. 26 基労補発0526第1号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い及び事務処理について(5月診療分)」◎

2011. 5. 26 基労保発0526第1号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」★

2011. 5. 27 基発0527第10号「労働者が東日本大震災に伴い被災した場合の給付基礎日額の算定の特例について」◎

2011. 5. 27 基発0527第15号「平成23年度外国人労働者問題啓発月間について」☆

2011. 5. 27 基発0527第16・17号「平成23年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について」☆

2011. 5. 27 基監発0527第3号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による『不法就労等外国人対策に係る具体的施策について』の策定について」☆

2011. 5. 27 基監発0527第4号「平成23年度『外国人労働者問題啓発月間』の実施に当たって留意すべき事項について」★

2011. 5. 27 基安安発0527第1・2号・基安労発0527第1・2号・基安化発0527第1・2号「東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(その3)～低層住宅の屋根改修工事等関連～」◎※

2011. 5. 30 基発0530第2号「『労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム管理規程』の改定について」★

2011. 5. 30 基発0530第3号「『労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム運用管理要領』の改定について」★

2011. 5. 30 基安発0530第1号「福島第一原子力発電所における内部被ばく管理の強化について」★

2011. 5. 31 基発0531第1号「平成23年度地方労働

2011年度 労働基準行政関係通達

行政運営方針について」◎

- 2011. 5. 31 基発0531第5号「平成23年夏期における節電対策のための労働基準法第32条の4の変形労働時間制に関する労使協定の変更及び解約について」◎
- 2011. 5. 31 基監発0531第1号「平成23年夏期における節電対策のための労働基準法第32条の4の変形労働時間制に関する労使協定の変更及び解約に係る指導について」★
- 2011. 5. 31 基安発0531第1号「平成23年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」◎※
- 2011. 5. 31 基安発0531第2号「平成23年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」◎
- 2011. 5. 31 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について(その3)」★
- 2011. 6. 1 基発0601第1号「『交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針』の周知等について」◎※
- 2011. 6. 1 基労発0601第1号「労災保険相談ダイヤルの設置について」★
- 2011. 6. 2 基発0602第13号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」◎※
- 2011. 6. 2 安全課建設安全対策室長事務連絡「合板足場板安全技術基準等について」◎※
- 2011. 6. 2 基監発0602第1号・基安発0602第2号・基安労発0602第1号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」★
- 2011. 6. 3 基労保発0603第1号「平成23年6月における年金たる労災保険給付及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金の受給権者の定期報告に係る機械処理事務等について」★
- 2011. 6. 6 補償課長事務連絡「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付に係る相談・請求等の把握について」★
- 2011. 6. 8 基発0608第1号「東北地方太平洋沖地震により被災し、業務上又は通勤による傷病に罹患して労災保険給付を行った場合等における費用徴収の取扱いについて」◎
- 2011. 6. 8 基安労発0608第1号「酸素欠乏症等の

労働災害発生状況について」◎※

- 2011. 6. 9 基労発0609第1号「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族(補償)給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて(行方不明者であることの調査手法関係)」◎
- 2011. 6. 9 補償課職業病認定対策室職業病認定業務第一係長事務連絡「『脳・心臓疾患/精神障害等処理経過簿システム』に係る年度更新処理等について(依頼)」★
- 2011. 6. 10 基発0610第1号「『青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納付期限等を指定する件』の制定について」◎
- 2011. 6. 10 基発0610第3号「東日本大震災の被災地におけるボランティア活動に係るボランティア休暇制度の整備及び活用の促進等に関する要請書について」☆
- 2011. 6. 10 基安発0610第1・2号「東電福島第一原子力発電所の緊急作業に従事する労働者の熱中症予防対策の徹底について」★
- 2011. 6. 14 基労発0614第1号「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族(補償)給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて(行方不明者であることの調査手法関係(補足))」◎
- 2011. 6. 15 基労補発0615第2～4号「東北太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の今後の取扱いについて」◎
- 2011. 6. 15 労災保険審理室長事務連絡「文書提出命令に係る業務参考資料の送付等について」★
- 2011. 6. 17 基発0617第1～3号「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」◎
- 2011. 6. 20 基安安発0620第1号・基安労発0620第1号・基安化発0620第1号「東日本大震災の被災地におけるがれき処理による労働災害防止対策徹底のための集中パトロールの実施について」★
- 2011. 6. 21 基監発0621第1号「平成23年夏期における節電対策のための休日の変更に伴うフレックスタイム制における時間外労働となる時間の計算方法の取扱いについて」☆
- 2011. 6. 21 基安発0621第1・2号「『警戒区域への一次立入許可基準』(公益立入)の解釈、運用が適用される作業に係る措置について」◎※

2011. 6. 21 基安化発0621第1号「食品工場及び業務用厨房施設における液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故の防止に関する関係団体等に対する注意喚起の実施について」◎※

2011. 6. 21 基労発0621第1号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について(回答)」★

2011. 6. 21 基労補発0621第1号「石綿による健康被害の救済制度に関する周知等の取組(事前調査の実施)」について★

2011. 6. 23 基発0623第3号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★

2011. 6. 23 基安発0623第1・2号「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物及び災害廃棄物の当面の取扱いについて」◎※

2011. 6. 23 基安安発0623第1号「日本工業規格『JIS B9703 機械類の安全性-非常停止-設計原則』外3件の改正について(公示)」◎※

2011. 6. 24 基発0624第1号「労災指定医療機関及び労災保険指定薬局に係る事務取扱いの一部改正について」◎

2011. 6. 24 基発0624第2号「外科後処置の実施についての一部改正について」◎

2011. 6. 24 基発0624第3～5号「『労災指定医療機関及び労災保険指定薬局に係る事務取扱いの一部改正について』及び『外科後処置の実施についての一部改正について』の周知について」★

2011. 6. 27 基安発0627第1～3号「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に係る元方事業者による関係請負人等の管理状況の把握について」★

2011. 6. 28 基安発0628第1～4,7・8号「福島第一原発における医師派遣について」

2011. 6. 28 基安発0628第5号「東電福島第一原発救急医療体制ネットワークの設置及び運営について(要請)」★

2011. 6. 28 基安発0628第6号「東電福島第一原発救急医療体制ネットワークへの連携及び医学的助言のお願いについて(要請)」★

2011. 6. 29 基発0629第3号「労働基準法施行規則の一部改正について」◎

2011. 6. 30 基発0630第2号「労災診療費等の審査点検等事務取扱手引について」★

2011. 6. 30 基安発0630第2号「東京電力福島第一原子力発電所における内部被ばく管理の

強化等について」★

2011. 6. 30 基安化発0630第1・2号「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及び被ばく防止対策の徹底について」★

2011. 6. 30 基労補発0630第1号「レセプト管理支援機器(レセプト管理システム)の設置について」★

2011. 6. 30 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について(その4)」★

2011. 6. 30 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「労災指定医療機関療養担当規程等の一部改正に係る事務処理について」★

2011. 6. 30 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「労災診療費審査点検等事務取扱手引における診療費請求書等の入力締切日等について(試行)」★

2011. 7. 1 基政発0701第1号「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組の実施について」☆

2011. 7. 1 基労補発0701第1号「労災診療費審査体制等充実強化事業の廃止に伴う留意事項(長期療養者に係る療養経過一覧表作成、労災診療費に係る情報提供及び実態調査等の取り扱い)について」★

2011. 7. 7 基労補発0707第1号「東北太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱いについて(宮城労働局からの本省協議事案に対する回答)」★

2011. 7. 11 基監発0711第1～3号「東日本大震災に伴う災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舎の法定基準の確保について」☆

2011. 7. 11 基労補発0711第1号「東日本大震災に係る窓口業務等の適切な対応の徹底について」★

2011. 7. 11 労災保険数理室長事務連絡「『労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について』の一部改正について」★

2011. 7. 13 基発0713第5・6号「東京電力福島第一原子力発電所内に設置するクレーンの落成検査の取扱いについて」★

2011. 7. 14 基発0714第1号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★

2011. 7. 14 基監発0714第1号「平成23年夏期における計画節電に伴う休業について」☆

2011. 7. 14 基安発0714第2号「第三次産業における労働災害防止対策の推進について」◎※

2011年度 労働基準行政関係通達

2011. 7. 19 基発0719第1～3号「平成23年度（第62回）全国労働衛生週間の実施について」◎
2011. 7. 20 基安発0720第1号「被災労働者に対する緊急健康診断事業について」☆
2011. 7. 22 基監発0722第1号・基安発0722第1号「原子力発電所に対する被ばく線量管理に係る立入調査の実施について」★
2011. 7. 22 基安発0722第1～3号「東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について」★
2011. 7. 22 基安化発0722第1・2号「一酸化炭素による労働災害の防止について」◎
2011. 7. 25 基発0725第11号「『監督実務運営要領の改善について』の一部改正について」★
2011. 7. 25 基監発0725第1号「今後の監督業務に用いる様式について」★
2011. 7. 25 労災管理課長補佐（総務担当）事務連絡「労働者災害補償保険法の規定による告示の制定等について」★
2011. 7. 26 基発0726第2号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」◎
2011. 7. 26 基安発0726第1号「東京電力福島第一原子力発電所への医師派遣について」
2011. 7. 26 基安発0726第2号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の見直しに係るWTO事務局への通報について」☆
2011. 7. 26 基労補発0726第1～4号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正に伴う周知について」★
2011. 7. 27 基安化発0727第1・2号「3-クロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロ-1-プロペンによる労働災害防止について」◎※
2011. 7. 27 基労補発0727第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」★
2011. 7. 28 基発0728第1～3号「職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力について」☆
2011. 7. 28 基発0728第6号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」※
2011. 7. 28 基発0728第7号「石綿障害予防規則の改正について」★
2011. 7. 28 基発0728第8号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の周知について」※
2011. 7. 28 基安化発0728第3・4号「船舶の解体等作業における石綿ばく露防止対策に係る留意点について」※
2011. 7. 28 基労発0728第3号「石綿による健康被害の救済制度に関する周知等の取組（中皮腫死亡者の把握に係る調査の実施）について」★
2011. 7. 28 基労補発0728第1号「石綿による健康被害の救済制度に関する周知等の取組（中皮腫死亡者の把握に係る調査の実施）に係る留意事項について」★
2011. 7. 28 基安発0728第1号「東電福島第一原発への放射線管理の専門家の派遣について」
2011. 7. 29 補償課長補佐（業務担当）・職業病認定対策室長補佐事務連絡「平成22年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に関する作業について」★
2011. 8. 2 基労補発0802第1号「義肢等補装具費支給要綱における基準外支給について（回答）」★
2011. 8. 4 基発0804第1号「労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の施行及び労働保険事務組合遺体する報奨金の交付要件の算定の基準となる日の延長期日を定める件並びに労働保険事務組合報奨金交付要領の改正について」★
2011. 8. 8 基労発0808第1号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について（回答）」★
2011. 8. 10 基安発0810第1号「東京電力福島第一原子力発電所における内部被ばく管理の強化等について」★
2011. 8. 10 基安安発0810第1号「日本工業規格『JIS A8340-1 土木機械－安全－第1部：一般要求事項』外1件の改正について（公示）」☆
2011. 8. 11 基発0811第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」◎
2011. 8. 11 基労発0811第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行に当たり留意すべき事項について」★
2011. 8. 12 基安発0812第1・2号「東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業における労働災害防止対策の徹底について」※
2011. 8. 17 基発0817第1号「労災保険給付事務取扱指引の一部改正について」★
2011. 8. 17 基発0817第2号「『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令』の施

行による特定被災区域の追加指定について」◎

2011. 8. 19 補償課職業病認定対策室長事務連絡「重篤な基礎疾患を有する労働者に関する脳・心臓疾患の労災請求事案の報告について」★
2011. 8. 19 基発0819第2号「『岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件』の制定について」◎
2011. 8. 23 労災保険数理室長事務連絡「審査請求関係書類の個人情報管理の徹底について」★
2011. 8. 26 基安発0826第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正に関するWTO事務局への通報について（依頼）」☆
2011. 8. 26 基労発0826第1号「沖縄の復帰前に労働者災害補償の適用を受けていた米軍関係労働者に係る石綿による健康被害の救済に関する法律の適用について」◎
2011. 8. 30 基発0830第1号「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行（「特別遺族給付金」の支給関係）について」◎
2011. 8. 30 基発0830第3号「東京電力及び東北電力管内における電気の使用制限の緩和について」☆
2011. 8. 30 基発0830第11号「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」★
2011. 8. 30 基安安発0830第1・2号・基安労発0830第1・2号・基安化発0830第1・2号「災害廃棄物の処理における安全衛生対策に係る発注者の配慮等について」★
2011. 8. 31 基安発0831第1号「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に係る被ばく限度の引き下げのための検討について」★
2011. 8. 31 基安発0831第2・3号「東電福島第一原発において緊急作業に従事する労働者の健康管理体制の確保のための医療職の派遣について（要請）」
2011. 8. 31 基安発0831第4号「東電福島第一原発において緊急作業に従事する労働者の健康管理体制確立のための医師派遣につい

て（要請）」

2011. 8. 31 基安安発0831第3・4号・基安労発0831第1・2号・基安化発0831第1・2号「東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～」◎※
2011. 9. 1 基安労発0901第1号「健康診断情報の第三者提供に関する取扱いの周知依頼について」☆
2011. 9. 1 基労保発0901第1号「保有個人情報の管理の徹底について」★
2011. 9. 2 基安労発0902第2号・基安化発0902第1号「呼吸用保護具の配布について」★
2011. 9. 2 基労補発0902第1号「東日本大震災に係る労災請求の促進に向けた年内の取組について」★
2011. 9. 5 基安安発0905第1・2号「小売業における労働災害防止対策の推進」◎※
2011. 9. 6 基安安発0906第1号「台風に伴う集中豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」☆
2011. 9. 7 基労補発0907第1号「義肢等補装具費支給要綱における基準外支給について（回答）」★
2011. 9. 8 基発0908第3号「労働契約法等活用支援事業の実施について」☆
2011. 9. 9 基安発0909第1・2号「『除染に関する緊急実施方針』及び『市町村による除染実施ガイドライン』に基づく除染作業における労働者の放射線障害防止措置について」※
2011. 9. 13 基発0913第8号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★
2011. 9. 14 基安安発0914第1号「工業標準の確認について（公示）」☆
2011. 9. 14 補償課長補佐（業務担当）・職業病認定対策室長補佐事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」★
2011. 9. 16 基発0916第6号「受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について」◎
2011. 9. 16 基安化発0916第1号「受動喫煙防止対策助成金の支給について」◎
2011. 9. 16 基労補発0916第1号「義肢等補装具費支給要綱における基準外支給について（回答）」★
2011. 9. 26 基安発0926第2号「東電福島第一原発

2011年度 労働基準行政関係通達

等における医師等の派遣について(依頼)」

★

- 2011. 9. 26 基安労発0926第1・2号「『じん肺標準エックス線写真集』(平成23年3月)フィルム版及び電子媒体版の取扱いについて」◎※
- 2011. 9. 26 基安労発0926第3・4号「『じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR(FPD)写真及びCR写真の取扱い等について』の一部改正について」◎※
- 2011. 9. 26 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「石綿による疾病に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に至る契機の把握について(報告様式の変更)」★
- 2011. 9. 28 基発0928第1号「平成23年度労働時間適正化キャンペーンの実施について」★
- 2011. 9. 28 基監発0928第1号「平成23年度『労働時間適正化キャンペーン』における労働時間の適正化に向けた取組の要請について」★
- 2011. 9. 30 基発0930第1号「労働安全衛生規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」※
- 2011. 9. 30 基発0930第2号「ボイラー等の開放検査周期認定要領の一部改正について」☆
- 2011. 9. 30 基安安発0930第1・2号「『ボイラー等の開放検査周期認定要領の一部改正について』の発出について(連絡)」◎
- 2011. 9. 30 基発0930第4号「厚生労働省組織規則の一部改正に伴う都道府県労働局の組織体制の改編について」★
- 2011. 9. 30 基総発0930第1号「厚生労働省文書管理規則に基づく監査結果に関する報告について」★
- 2011. 9. 30 基安労発0930第1号「受動喫煙防止対策助成金関係業務の運営について」★
- 2011. 9. 30 基安労発0930第2号「受動喫煙防止対策助成金の事務取扱についての質疑応答集(Q&A)について」★
- 2011. 10. 11 基発1011第1号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行について」※
- 2011. 10. 11 基発1011第2～4号「『東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針』の制定について」◎※
- 2011. 10. 12 基安発1012第1～3号「東電福島第一原発等における医療職の派遣について」
- 2011. 10. 12 基安発1012第4号「東電福島第一原発等の労働者の健康管理体制確立のための医師派遣について」
- 2011. 10. 13 基安発1013第1・2号「平成22年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」◎※
- 2011. 10. 13 基安化発1013第1号「酢酸ビニル及び1,2-ジプロモエタンのリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」★
- 2011. 10. 14 基発1014第3号「『経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定』に基づき受け入れたインドネシア人看護師候補者で新たに在留資格の許可を受けた者の労働条件等の確保について」◎
- 2011. 10. 14 基安発1014第3号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の円滑な施行等について」
- 2011. 10. 17 基監発1017第1号「平成23年『労働時間適正化キャンペーン』における重点監督の実施について」★
- 2011. 10. 19 基監発1019第1号「労働基準関係情報メール窓口の開設について」★
- 2011. 10. 21 基安発1021第1・2号「東日本大震災復興・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について」◎
- 2011. 10. 21 基労保発1021第1号「特定機械等管理システムのデータベースの構築について」★
- 2011. 10. 24 基安安発1024第1号「建設業における足場からの墜落防止措置の実施状況の把握等について」★
- 2011. 10. 26 基発1026第1号「『岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件』の制定について」◎
- 2011. 10. 27 基監発1027第1号「地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における労働災害防止対策の具体的推進に当たって留意すべき事項について」★
- 2011. 10. 28 基発1028第2号「労働時間の適正化に関する要請について」☆
- 2011. 10. 28 基発1028第4号「『労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針』の周知について」◎※
- 2011. 10. 28 基安化発1028第1・2号「『労働安全衛生

法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針』の公示に伴う平成21年3月26日付け基安労発第0326001号・基安化発第0326001号通達の廃止について」◎

- 2011. 10. 31 基安発1031第1号「東電福島第一原発の労働者の健康管理体制確立のための医療職派遣について(要請)」
- 2011. 10. 31 基労保発1031第2号「特定機械等に係る電子媒体による性能検査結果報告の運用について」★
- 2011. 11. 1 基発1101第1号「平成23年東北太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について」◎
- 2011. 11. 5 基安発1105第29号「じん肺法第13条第3項等に基づく再・追加検査実施等命令の適正な運用について」☆
- 2011. 11. 7 基安安発1107第1号「年末・年始に向けた小売業・社会福祉施設における労働災害防止対策の推進について」★
- 2011. 11. 10 基安化発1110第1号「石綿ばく露のための電動ファン付き呼吸用保護具の配布について」★
- 2011. 11. 14 基安労発1114第1号「石炭じん肺訴訟の和解手続に関するリーフレット等の設置について(依頼)」☆
- 2011. 11. 15 基監発1115第1号「バイク便事業者に対する自主点検等の実施について」★
- 2011. 11. 15 基監発1115第2号「バイクライダーに係る自主点検等の実施について」★
- 2011. 11. 16 基安発1116第1・2号「東電福島第一原発等における医療職の派遣について」★
- 2011. 11. 17 基安化発1117第1・2号「石綿が吹き付けられた建築物等解体工事における集じん・排気装置の稼働の確認等について」◎※
- 2011. 11. 18 基発1118第3号「労災保険業務機械処理手引(短期給付業務、年金・一時金業務)の一部改正について」★
- 2011. 11. 18 基監発1118第1号「解雇予告除外認定の調査等に当たって留意すべき事項について」★
- 2011. 11. 21 基労保発1121第1号「労災保険業務機械処理事務手引(短期給付業務、年金・一時金業務)の一部改正に伴う機械処理事

務の留意点について」★

- 2011. 11. 24 基発1124第2号・基安化発1124第1号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について」◎※
- 2011. 11. 24 基安労発1124第1号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止に伴う留意点について」☆
- 2011. 11. 24 基安発1124第2号「東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に向けた各種工事における労働災害防止対策の徹底について」◎※
- 2011. 11. 24 基安安発1124第1号「東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に向けた各種工事における労働災害防止対策の徹底に当たって留意すべき事項について」★
- 2011. 11. 25 基発1125第2号「エレベーター構造規格の一部を改正する告示の適用について」◎※
- 2011. 11. 25 基安安発1125第1号「『エレベーター構造規格の一部を改正する告示の適用について』に係る留意事項について」◎※
- 2011. 11. 25 補償課長補佐(業務担当)・労災保険業務課長補佐(短期給付担当・運用担当)事務連絡「労災診療費審査点検業務の国集約化に伴う労災行政情報管理システムの労災補償業務機能の改修等について」★
- 2011. 11. 28 基安安発1128第1号「『有軌道台車』の労働安全衛生規則第195条に規定する軌道装置としての適用について(回答)」☆
- 2011. 11. 28 基安安発1128第3号「平成22年度特定自主検査実施状況報告書の集計結果の送付について」★
- 2011. 11. 29 基発1129第2号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」◎※
- 2011. 11. 29 基安化発1127第1・2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」◎※
- 2011. 11. 29 基安発1129第1・2号「除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止について」★
- 2011. 11. 29 基安労発1129第1号「『受動喫煙防止対策助成金の事務取扱についての質疑応答集(Q&A)について』の一部改正について」★
- 2011. 11. 30 基安安発1130第1号「工業標準破裂板

2011年度 労働基準行政関係通達

- 式安全装置－第1部：一般外2件の制定について」☆
2011. 12. 2 基安安発1202第1号「交通事故を発生させたトラック運転者の労働時間等の実態把握結果について」☆
2011. 12. 9 基発1209第1号「タイ王国の洪水に係る日系企業のタイ人従業員の受入れに当たって留意すべき事項について」◎
2011. 12. 12 基労発1212第1号「労働基準行政情報システム・労災保険行政情報システム及び労働保険適用徴収システムにおけるセキュリティ対策の徹底について」★
2011. 12. 13 基安安発1213第1号「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書の内容を踏まえた取組について（要請）」☆
2011. 12. 14 基監発1214第1号「労働災害防止のための監督指導等の実施について」★
2011. 12. 14 基安安発1214第2号「労働災害の防止に向けた集中的取組の実施について」★
2011. 12. 15 労災管理課労災保険財政数理室長事務連絡「平成24年4月1日施行予定の労災保険率の改定案等について」★
2011. 12. 16 基発1216第1号「平成23年東北太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令等の施行について」◎
2011. 12. 16 基発1216第2号「労災診療費の適正払いの徹底について」★
2011. 12. 16 基安安発1216第1号「労働災害防止に向けた集中的取組（小売業及び社会福祉施設に対する指導等）の実施に当たっての留意事項について」◎※
2011. 12. 19 基安労発1219第1号「ノロウイルスによる感染性胃腸炎のまん延防止について」◎
2011. 12. 20 基安安発1220第1号「指定登録制度改革検討専門委員会報告書の内容を踏まえた取組について（要請）」☆
2011. 12. 21 基監発1221第1号「常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者からの依頼に基づく就業規則の作成が社会保険労務士法第2条第1項第2号に規定する業務に該当するか否かについて（回答）」☆
2011. 12. 22 基発1222第3～6、20号「『除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン』について」◎※
2011. 12. 22 基発1222第7号「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の施行について」◎※
2011. 12. 22 基安安発1222第1～3号「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策等の徹底について」★
2011. 12. 22 基安安発1222第4号「東電福島第一原発における作業に従事する労働者の健康管理体制確立のための医師派遣について（要請）」
2011. 12. 22 基発1222第15号「被共済者と事実上婚姻関係と同様の事情にあったこと、主として被共済者の収入によって生計を維持していたこと又は不正受給の動機が生計が著しく貧困であり、かつ、危急の費用の支出に迫られたことによることを証する書類について」◎
2011. 12. 26 基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」◎
2011. 12. 26 基労補発1226第1号「心理的負荷による精神障害の運用等について」◎
2011. 12. 27 基発1227第1号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎
2011. 12. 27 基労発1227第1号「東日本大震災による被災地における『除染の作業』を目的とする事業に係る労災保険の適用について」★
2011. 12. 27 基労補発1227第1号「除染等の業務を行う者の取扱い等の留意点について」★
2011. 12. 28 基発1228第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎
2011. 12. 28 基発1228第2号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の適用について」◎※
2011. 12. 28 基発1228第5号「労働基準関係情報メール窓口の本格的な運用について」☆
2011. 12. 28 基監発1228第2号「労働基準関係情報メール窓口の本格的な運用に当たり留意すべき事項について」★
2011. 12. 28 基発1228第8号「新規化学物質の届出等に係る調査票の廃止について」◎
2011. 12. 28 基安化発1228第3号「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続の一部変更について」◎※
2011. 12. 28 基安安発1228第2号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」◎※

2011. 12. 28 基勞補発1228第1号「東日本大震災に伴う労災請求の促進に向けた今後の取組について」★

2012. 1. 4 基安安発0104第1号「社会福祉施設における自主点検の実施について」◎※

2012. 1. 6 補償課長補佐（医療福祉担当）事務連絡「労災診療費審査点検等事務取扱手引における診療費請求書等の入力締切日等について」★

2012. 1. 10 基監発0110第2号「バイク便事業者に対する監督指導の実施について」★

2012. 1. 10 補償課職業病認定対策室長事務連絡「地方労災医員制度の適正な運営について」☆

2012. 1. 10 補償課職業病認定対策室職業病認定業務第一係長事務連絡「『脳・心臓疾患/精神障害等処理経過簿システム』に係る今後の入力の注意点について」★

2012. 1. 11 基安安発0111第2・3号「塩酸等貯蔵タンクの保守点検・改修工事における労働災害防止対策の徹底について」◎※

2012. 1. 13 基勞補発0113第1号「除染等の業務を行う特別加入者の取扱いについて」★

2012. 1. 19 基勞補発0119第1号「東日本大震災に伴う労災保険制度のポスターの掲示依頼について」★

2012. 1. 20 基安安発0120第1号・基勞発0120第1号「石綿ばく露作業による労災認定事業場に就労した労働者等への健康管理手帳及び労災補償・特別遺族給付金制度の周知について」★

2012. 1. 23 補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「精神障害の労災認定実務要領（案）に係る意見照会について」★

2012. 1. 25 基發0125第7号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」☆

2012. 1. 25 基發0125第9号「石綿等の製造等の禁止に係る猶予措置の終了（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正）の周知について」※

2012. 1. 27 基安安発0127第3号「降積雪期における労働災害防止対策の徹底について」☆

2012. 1. 27 基安安発0127第1号「じん肺法に基づくじん肺管理区分決定に関する事務取扱上の留意事項について」★

2012. 1. 27 基勞補発0127第1号「労災診療費等審

査点検業務における疑義付箋添付件数等の報告について」★

2012. 1. 31 基發0131第1号「厚生労働大臣が定める現物給与の価額について（通知）」◎

2012. 1. 31 基發0131第3号「平成23年度中央労災補償業務監察実施結果について」★

2012. 1. 31 基發0131第4号「平成23年度中央労災保険適用徴収業務監察実施結果について」★

2012. 1. 31 基發0131第6号「平成23年度中央労働基準監察結果の概要について」★

2012. 1. 31 基勞保發0131第1号「労災保険給付等の本省払い化追加機能開発に係る機械処理等について」★

2012. 2. 1 基安安発0201第1・2号「東電福島第一原発等における医療職の派遣について（要請）」★

2012. 2. 2 基發0202第3号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎

2012. 2. 2 基安安発0202第1号「降積雪期における労働災害防止対策の徹底について」☆

2012. 2. 2 基勞補発0202第1号「潜在性結核感染症の取扱いについて」★

2012. 2. 2 労災管理課労災保険財政数理室長事務連絡「労災保険率のメリット制の改正について」★

2012. 2. 3 基勞補発0203第3号「管理者のための労災補償業務の手引について」★

2012. 2. 6 基勞發0206第1号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について（回答）」★

2012. 2. 7 基發0207第1・2号「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎※

2012. 2. 7 基發0207第3・4号「作業環境測定基準の一部を改正する告示等の適用等について」◎※

2012. 2. 8 基發0208第3号「労働基準監督機関の監督指導等の権限の行使により把握した法令違反の事案の公表について」★

2012. 2. 8 基監發0208第1号「労働基準監督機関の監督指導等の権限の行使により把握した法令違反の事案の公表に当たっての留意事項について」★

2012. 2. 8 基監發0208第2号「『監督活動の内容に関し公表を行うに当たって留意すべき事項について』の一部改正について」★

2011年度 労働基準行政関係通達

2012. 2. 9 基安発0209第1号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」◎※
2012. 2. 9 基安安発0209第1号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」☆
2012. 2. 10 基労保発0210第2号「労働基準行政システム及び労災行政情報管理システムにおける外部記憶媒体の取扱いについて」★
2012. 2. 13 基発0213第6号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」◎
2012. 2. 13 基発0213第7号「ガス溶接作業主任者免許規程の一部を改正する件及びボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程の一部を改正する件の適用について」◎※
2012. 2. 13 基発0213第8・9号「『製造時等検査に係る検査の方法等』の改正について」◎※
2012. 2. 13 基監発0213第1号「司法処理におけるデジタルカメラ及び写真データ取扱要領について」★
2012. 2. 13 基安発0213第1号「安全衛生業務の推進について」★
2012. 2. 13 基安化発0213第1・2号「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」☆
2012. 2. 14 基発0214第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2012. 2. 14 基安発0214第1・2号「除染特別地域等における重要な生活基盤の点検、整備に従事する労働者の放射線障害防止措置について」◎※
2012. 2. 14 基安労発0214第1号「除染電離則・ガイドラインに関する過去に寄せられた質問およびそれに対する回答について」☆
2012. 2. 14 基安化発0214第1・2号「顔料製造工程における化学物質管理の徹底について」☆
2012. 2. 16 基安労発0216第2号「労働安全衛生規則第62条に基づく別表第4第一種衛生管理者免許の項下欄第3号に該当する学科等について」☆
2012. 2. 17 基発0217第1号「『宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件』の制定について」◎
2012. 2. 22 基発0222第1・2号「『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令』の施行による特定被災区域の追加指定について」☆
2012. 2. 22 基安安発0222第1号・基安労発0222第1号「工業標準の改正について(公示)」☆
2012. 2. 22 補償課職業病認定対策室職業病認定業務第一係長事務連絡「『脳・心臓疾患/精神障害等処理経過簿システム』に係る入力徹底について」★
2012. 2. 23 基労発0223第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」◎
2012. 2. 28 基安安発0228第3号「重大災害発生時の速報の報告方法について」★
2012. 2. 29 基安労発0229第1号「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の血糖検査として糖化ヘモグロビンA1cの検査を行う場合の結果の表記について(依頼)」☆
2012. 3. 1 基発0301第1号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)交付要領等の一部改正について」☆
2012. 3. 1 補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「労災精神障害専門調査員(仮称)の配置準備について」★
2012. 3. 2 基発0302第2号「除染等業務における安全衛生対策の推進について」◎※
2012. 3. 2 基監発0302第2号・基安安発0302第3号・基安労発0302第1号「除染等業務における安全衛生対策の推進に当たって留意すべき事項について」★
2012. 3. 2 基監発0302第1号「大量整理解雇事案等に対する対応の実施状況について」★
2012. 3. 2 基安安発0302第1号「平成24年度『中小零細規模事業場集団リスクアセスメント研修事業』に係る対象事業場集団の選定等について」◎※
2012. 3. 2 基労保発0302第1号「労災保険給付等の本省払い化追加機能開発に係るシステムの稼働予定日等について」★
2012. 3. 2 基労保発0302第2号「労災保険給付等の通知はがきの変更に係る周知について(お願い)」★
2012. 3. 6 基発0306第1号「東日本大震災に係る中小企業退職金共済制度の特例措置の拡充について」◎
2012. 3. 7 基発0307第4・5号「作業環境測定士試験の受験資格の拡大について」◎※

2012. 3. 7 基安発0307第1号「東京電力福島第一原子力発電所の事故における放射線管理、健康管理等に関する教訓の共有、関係通達の改正等に関する局長会議について（出席依頼）」★

2012. 3. 7 基安化発0307第2号「日本工業規格『JIS Z7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）』の制定について」☆

2012. 3. 9 基安発0309第1・2号「除染等業務従事者に対する内部被ばく測定の円滑な実施について」★

2012. 3. 9 基発0309第4号「労働安全衛生法における登録検査・検定機関の登録基準に係る運用の一部改正について」◎※

2012. 3. 12 基発0312第1号「労働安全衛生法第53条の2の規定により都道府県労働局長が製造時検査の業務の全部を行うものとする件の制定について」☆

2012. 3. 15 労災保険業務課長補佐（運用担当）事務連絡「労働基準行政システム・労災行政情報管理システムにおける外部記憶媒体の取扱いに関する留意事項等について」★

2012. 3. 16 基発0316第5号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★

2012. 3. 16 基発0316第6号「石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族給付金の支給対象の見直しについて」◎

2012. 3. 16 基安発316第1～7、9号「東電福島第一原発等における医療職の派遣について（要請）」

2012. 3. 16 基安発0316第8号「インジウム化合物等3物質に係る労働安全衛生法関係法令の見直しに関するWTO事務局への通報について」☆

2012. 3. 16 基労補発0316第1号「労災診療費の不適正払い事案に係る分析及び再発防止策等の報告について」★

2012. 3. 19 基安安発0319第1号「登録性能検査機関の登録の更新について」☆

2012. 3. 19 労災保険数理室長事務連絡「審査請求関係書類の個人関係情報管理の徹底について」★

2012. 3. 22 基安安発0322第2号・基安労発0322第5号「小売業及び社会福祉施設の安全衛生管理担当者に対する安全衛生教育につい

て」◎※

2012. 3. 22 基労保発0322第1号「労災保険給付等の本省払い化追加機能の稼働延期に伴う請求書等様式の取扱いについて（案）」★

2012. 3. 23 基発0323第2号「労働基準行政情報システム・労災行政情報システムに係る事務処理手引の改訂について」★

2012. 3. 23 基労保発032第1号「支給決定通知及び支払振込通知の原則一本化に係る具体的内容について」★

2012. 3. 23 基発0323第6号「『今後の労働時間等設定改善業務の進め方について』の訂正について」☆

2012. 3. 26 基発0326第9号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎

2012. 3. 26 基政発0326第1号「『在宅勤務での適正な労働時間管理の手引』の送付について」☆

2012. 3. 26 基安安発0326第1号「日本工業規格『JIS B8942 立体自動倉庫システム－システム設計通則』の改正について」☆

2012. 3. 27 基発0327第10号「働き方・休み方改善コンサルタントの設置について」◎

2012. 3. 27 基発0327第11号「医療労働専門相談員の設置について」◎

2012. 3. 27 基労保発0327第1号「労災保険給付等の請求様式のダウンロード化について（お願い）」★

2012. 3. 27 基労保発0327第2号「『性能検査報告の電子媒体による報告に係る事務処理要領（平成23年改訂版）』の改訂について」★

2012. 3. 27 労災保険数理室長事務連絡「文書提出命令に係る意見書例等の送付について」★

2012. 3. 28 基発0328第6号「『障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令』の施行について（労働基準法施行規則の一部改正）」◎

2012. 3. 28 基政発0328第2号「働き方・休み方改善コンサルタントの設置に当たって留意すべき事項について」☆

2012. 3. 28 基政発0328第3号「働き方・休み方改善コンサルタント業務処理マニュアルの作成に

2011年度 労働基準行政関係通達

について」☆

- 2012. 3. 28 基政発0328第4号「医療労働専門相談員の設置に当たって留意すべき事項について」☆
- 2012. 3. 28 補償課長補佐(業務担当)・職業病認定対策室長補佐事務連絡「平成23年度における石綿関連疾患に係る処理経過簿の入力及び『石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況』に関する統計情報の精査作業について」★
- 2012. 3. 29 基発0329第2号「石綿による疾病の認定基準の改正について」◎
- 2012. 3. 29 基労補発0329第1号「石綿による疾病の認定基準の運用等について」☆
- 2012. 3. 29 基労補発0329第2号「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収の適正な取扱いについて」★
- 2012. 3. 29 労災管理課長補佐(企画担当)事務連絡「療養(補償)給付の請求書に係る派遣先事業主証明欄の追加について」★
- 2012. 3. 29 基発0329第4号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★
- 2012. 3. 29 基発0329第7号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」◎※
- 2012. 3. 29 基発0329第8号「『機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針』等について」◎※
- 2012. 3. 29 基発0329第9～11号「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針について」◎
- 2012. 3. 29 基監発0329第1・2号「『労働基準監督機関における司法警察権限の行使に関する規範に基づく処理要領について』の一部改正等について」★
- 2012. 3. 29 基安発0329第1号「平成24年度の安全衛生業務の効果的・効率的な推進について」★
- 2012. 3. 29 基安化発0329第1号「平成21年度から平成23年度までを期間とする石綿ばく露防止対策推進のための3か年計画の評価について」★
- 2012. 3. 29 補償課職業病認定対策室長事務連絡「平成24年度石綿確定診断事業について」★
- 2012. 3. 29 補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「脳・心臓疾患及び精神障害に係る処

理経過簿の掲載並びに審査請求等による原処分取消事案に係る報告について(依頼)」★

- 2012. 3. 30 基発0330第5号「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎
- 2012. 3. 30 基発0330第17号「『動力プレスの提起自主検査指針』の周知等について」◎※
- 2012. 3. 30 基発0330第20、22・23号「労災診療費算定基準の一部改定について」◎
- 2012. 3. 30 基労補発0330第1～4号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」◎
- 2012. 3. 30 基発0330第21、24・25号「労災保険における看護料算定基準の一部改定について」◎
- 2012. 3. 30 基労補発0330第5号「精神障害の労災認定実務要領の作成について」★
- 2012. 3. 30 基労保発0330第1号「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要の意見に対する検討結果について」★
- 2012. 3. 30 補償課長事務連絡「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付に係る請求・決定件数の報告(依頼)について」★
- 2012. 3. 30 労災保険数理室長事務連絡「訴訟関係業務に係る資料の送付について」★
- 2012. 3. 30 基発0330第30号「平成18年10月2日付け基発第1002004号『障害者自立支援法に基づく就労継続支援により作業を行う障害者に対する労働基準法の適用等について』の一部改正について」☆
- 2012. 3. 30 基安安発0330第2号「安全衛生推進者等養成講習の講師要件『同等以上の知識経験を有する者』について」◎※
- 2012. 3. 30 基安安発0330第4号「屋根・建物からの墜落防止のための検討委員会報告書について」☆

★ 開示請求により入手したもの

☆ 「行政サービス」として提供を受け入手したもの

※ (財)安全衛生情報センター「法令・通達」→「通達一覧」に掲載されているもの

◎ 厚生労働省ホームページ「法令等データシステム」(「搭載準備中の新着通知」(2012年5月20日現在)を含む)、「報道発表資料」「トピックス」等に掲載されているもの

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. 有機塩素系洗浄剤による胆管がん

2012年5月末の日本産業衛生学会で「オフセット校正印刷労働者に多発している肝内・肝外胆管癌」について産業医大の熊谷信二教授から発表されることが、5月18日夜のNHKニュースで報じられ、19日の新聞各紙が続いた。

本件については別途本誌で報告される予定であるが、関係者から相談を受けた関西労働者安全センターが熊谷教授に疫学調査を要請したもので、3月に元労働者3名が初めて労災申請を行った大阪のS社における胆管がん被害者は、7月19日までに13名（うち死亡7名）が確認され、11名について労災申請がなされている。他に、宮城、東京、石川、静岡で5人、7月25日までにさらに全国で7人、印刷事業場における胆管がんの発症が厚生労働省によって確認されているという状況である。

最大の関心事は、死亡からすでに5年以上経過している事案に対して、労災保険給付の支給が認められるかどうかである。厚生労働大臣は7月13日の記者会見で、時効を理由に労災請求を受け付けないということがないよう各労働局に（メールで）指示するとともに、時効の起算日をいつにするか検討中としている。今回の胆管がんに限らず、新たに明らかになった健康障害について時効を適用するべきではなく、判断が注目される。

今回厚生労働省は、5月21日に予防的観点から印刷業界団体に対して健康障害防止対策の適切な実施を要請、6月12日、25日に相談状況・労災請求状況を記者発表し、7月10日に全国561の印刷

事業場を対象にした一斉点検の結果を公表した。ここで、①現行法令等の順守の徹底（77.5%の事業場で有機則違反等が認められた）、②有機塩素系洗浄剤の曝露低減化の予防的取組（規制対象でなくても法令による規制と同様の措置を指導）、③職業性胆管がん相談窓口の設置、④胆管がん発症に関する疫学的調査の実施（S社）、⑤既存化学物質評価10か年計画（CAP10）の実施（がん原性やリスクの評価を行ってがん原性指針や特別則による規制対象にする）等の対応策を示した。7月23日にはさらに、全国鍍金工業組合連合会等印刷業以外に対しても予防的取組を要請した。

「化学物質対策」（14～16頁参照）でもみたように、厚生労働省が何もしてこなかったというわけではない。しかし、①現実にはこのような事態を予防できなかったという事実・教訓を踏まえた対策の見直し、及び、②かかる事態が生じた場合に迅速かつ必要な対策を確保するための法令の整備を含めた対策の見直しを行うことは不可欠だと考える。

今回の事件ですぐに思い出したのが1996年の2-ブロモプロパン（2BP）事件。フロンの代替品として電子部品の洗浄剤として使用した韓国の工場では若い女性の生理が同時期にとまったことから生殖毒性が発覚。日本の厚生労働省も予防的観点から通達を出して、代替化が促進。韓国・日本を中心に研究・対策がすすめられ、代替された1BPにも生殖毒性があることも判明して、さらに他の物質に代替化。結果的に日本では1BPによる労災認定が1件だけと伝えられ、政府関係者・研究者らの間では「予防的アプローチの勝利」として語られている。

今回は日本発で、私たち自身や研究者らが世界

に情報を発信している。韓国では、印刷労組が民主労総や源進労働環境健康研究所と相談・協力しながら、労働部に対して対策・調査を求める動きがはじまっている。国際的な側面からも教訓を引き出していかなければならない課題となろう。

2. アスベスト裁判判決の年

石綿健康被害救済法施行5年の見直しは、審議会という公式の手続によって法改正を実現できなかった一方で、「先送りすることのできない最低限の課題」については短期間のうちに政治主導による法改正と通達による解決を図ることができた。実現をめざしてきた多くの課題はいまだ残されているという状況である。

今年にはすでに、2月23日肺がん行政訴訟東京地裁(原告勝訴・国側控訴)、3月22日肺がん行政訴訟神戸地裁(原告勝訴・国側控訴)、3月28日泉南アスベスト国賠訴訟第二陣大阪地裁(原告勝訴・国側控訴)、5月11日エタパイ第3次訴訟さいたま地裁(原告勝訴・会社側控訴)、5月25日首都圏建設アスベスト訴訟横浜地裁(原告敗訴・控訴)、5月29日日通・ニチアス損賠訴訟大阪高裁(日通に対して原告勝訴・上告)、6月28日肺がん行政訴訟東京地裁(原告勝訴・確定)、6月28日日通損賠訴訟大阪地裁尼崎支部(原告勝訴・ニチアス控訴、クボタとは和解)と重要な判決が続き、さらに判決が相次ぐことが予定されている。すでに4件が係争している最高裁がアスベスト訴訟に初判決を下すのも遠くないことと考えられる。

すべてのアスベスト訴訟の勝利をめざして、各原告・弁護団らと連携を強化していきたい。一方で、メディアや政治の注意もアスベスト訴訟に集中するであろうことも想定しつつ、環境省における肺がん判定基準の見直しや審議会答申を踏まえた検討等に対する必要な働きかけ等を行っていくことに加えて、勝訴判決から最大限の成果を引き出すことや、チャンスをとらえてアスベスト対策基本法の制定及び制定につながるような動きをつくりだしていくことに努力したい。

3. ハラスメント等―提言から対策へ

判断指針策定から14年ぶり、2011年12月26日付で「心理的負荷による精神障害の認定基準」が策定されたことを受けて、全国安全センターでは11か所の地域センターが参加して、2012年2月24～25日に「全国一斉メンタル労災いじめ電話相談」を実施した。全国一斉ホットラインをこの課題で実施したのははじめてだったが、240件以上の相談が寄せられた。

一方で、2012年3月15日に厚生労働省の円卓会議が「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」をとりまとめたのに対して、全国安全センターメンタルヘルスハラスメント対策局はいじめメンタルヘルス労働者支援センター(IMC)とともに、3月15日に「カウンターレポート」を公表した。

すでに厚生労働省にとっても、私たちが、問題だけでなくどのような対応がとられているかも含めた現場の実態と、現場の実態を踏まえた提言を提供できるリソースになっていることは間違いない。

いずれにしろ、円卓会議提言を踏まえて、①実態把握のための調査研究、②予防・解決に向けた社会的気運を醸造するための周知・広報に取り組むこととされているので、遅すぎるとはいえ一刻も早くガイドラインや法令による対応に踏み出すよう、さらに働きかけていきたい。

事業場健診へのうつ病スクリーニング導入を「新たな枠組み」と称した労働安全衛生法改正の行方はまだ定かではないが、疑問や反対の声がさらに拡大するなかで、全国安全センターも導入に反対している。

4. 原発被ばく労働―相談・研究も

原発労働者に発症したがんの労災認定にもっとも経験のある団体という立場から、関心をもつ諸団体と協力しながら、福島第一原発事故にともなう放射線被ばく労働問題について、関係省庁との交渉を継続している。2012年4月22日に東京で開催された「どう取り組むか被ばく労働問題交流討論集会」や被ばく労働問題を考えるネットワーク等にも、

関心をもつ地域センターを中心に協力している。

全国安全センター内部では原子力関連労働者支援局として、現地での健康相談への着手を含めた相談対応や、内部の勉強・資料検討等をはじめたところである。

5. 厚労省・基金交渉等毎年継続

①総会、②全国一斉ホットライン、③厚生労働省交渉は、ほぼ確立された全国安全センター独自の例年の行動である。

昨年度は、前述のとおり2012年2月24～25日に「全国一斉メンタル労災いじめ電話相談」を実施したほか、2012年3月2日に厚生労働省交渉を行っている。

また、全国安全センターとしてははじめての試みとして、2011年8月3日に地方公務員災害補償基金本部との交渉を行った。補償課が対応するかどうかで二転三転したり、十分な時間を確保しなかったりと問題はあつたものの、精神疾患や石綿関連疾患に関するはじめての資料が提供されたり、それなりのやりとりをすることができた。どのようなやり方がもっとも効果的かを模索しながら、継続していきたいと考えている。

6. アジア・石綿禁止へ正念場

労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク（ANROAV）が労災・公害被害者の権利のためのアジア・ネットワーク（ANROEV）に改称され、アメリカ・ヨーロッパの労働安全衛生ネットワークと相互乗り入れが進む一方で、アジア・アスベスト禁止ネットワーク（A-BAN）が急激に発展して国際的にも大きな役割を果たすようになっていく。

ANROEVは今年度は開催がなく、当初2013年の中国開催が計画されたものの、やはりまだ困難と判断。188人の死者を出したケナー（玩具工場）火災から20周年の2013年5月タイ・バンコクでの開催が予定されている。

また、第8回が2012年6月にオランダ・コペンハーゲンで開催された職場のいじめ・ハラスメントに関

する国際会議に、はじめて代表を送った。

アスベスト禁止をめぐるのは、とくに2012年2月に消費者、専門家、労働組合、労災被災者団体等によってタイ・アスベスト禁止ネットワーク（T-BAN）が設立されたタイがホットスポットになっている。タイで頑強に禁止に抵抗しているアスベスト企業は、カナダ・ケベックで再開発が目論まれているアスベスト鉱山に出資し、またロシアの供給元もタイのメディアに登場させるなど、国際的な構図もますます鮮明になっている。A-BANは、2012年にカナダに再度、ロシアにはじめて代表を派遣するとともに、11月にタイ・バンコクに結集する予定でいる。ここ2～3年のアジアにおける取り組みが世界のアスベスト禁止の帰趨を決定するといっても過言ではなさそうだ。

7. 活動・専従体制、財政の強化

2010年7月から全国安全センターの専従スタッフを1名増員して、これまで以上に内外各地に出かけていけるよう努力しているところである。

これも懸案であつた全国安全センターのホームページについても、近くリニューアルの予定である。

『安全センター情報』は、財政基盤であるとともに、全国安全センター及び他団体と協力した取り組みの最大の財産であり、継続発刊とともに質の維持・向上を図る。

全国安全センターだけでなく、課題別－アスベスト（石綿対策全国連）、いじめ・メンタルヘルス、原発被ばく労働でも、メーリングリストが運営されており、登録ご希望の方はぜひご連絡いただきたい。

一方で、財政的裏付けは引き続き確保できている状況ではないので、短期的には寄付金への依存はやむを得ないものの、可能な限り早期に会費の増加等による財政の確立に努めていきたい。

- ・ 全国安全センター・ウェブサイト（リニューアル）
<http://joshrc.info/>
- ・ 全国安全センター・ブログ
<http://ameblo.jp/joshrc/>
- ・ 全国安全センター・情報公開推進局
<http://www.joshrc.org/~open/>

2011年度収支決算案

2011年4月1日から2012年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
地域C会費	1,529,000	1,580,000	▲ 51,000	2,000,000	▲ 471,000
賛 助 会 費	4,360,000	2,915,000	1,445,000	4,500,000	▲ 140,000
購 読 会 費	396,200	231,800	164,400	700,000	▲ 303,800
寄付金収入	7,509,580	7,456,928	52,652	7,000,000	509,580
資料頒布費	32,450	5,600	26,850	100,000	▲ 67,550
雑 収 入	412,567	529,203	▲ 116,636	800,000	▲ 387,433
前期繰越金	4,291,473	5,354,982	▲ 1,063,509	4,291,473	0
合 計	18,531,270	18,073,513	457,757	19,391,473	▲ 860,203

2) 支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
人 件 費	7,372,138	6,936,150	435,988	7,200,000	172,138
活 動 費	1,586,637	1,968,837	▲ 382,200	2,000,000	▲ 413,363
印 刷 費	2,615,931	2,739,230	▲ 123,299	2,800,000	▲ 184,069
通信運搬費	757,842	782,001	▲ 24,159	800,000	▲ 42,158
什器備品費	107,665	421,981	▲ 314,316	700,000	▲ 592,335
図書資料費	31,369	49,270	▲ 17,901	100,000	▲ 68,631
消 耗 品 費	72,266	95,152	▲ 22,886	200,000	▲ 127,734
会 議 費	150,000	562,719	▲ 412,719	500,000	▲ 350,000
頒布資料費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
雑 費	88,450	226,700	▲ 138,250	200,000	▲ 111,550
予 備 費	0	0	0	4,791,473	▲ 4,791,473
小 計	12,782,298	13,782,040	▲ 999,742	19,391,473	▲ 6,609,175
次期繰越金	5,748,972	4,291,473	1,457,499		
合 計	18,531,270	18,073,513	457,757		

貸借対照表(2012年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
現金	156,239	57,673
預金		
普通預金(東京労働金庫)	4,486,041	3,754,490
普通預金(富士銀行)	71,422	53,260
郵便振替	1,035,270	426,050
資産合計	5,748,972	4,291,473

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
借入金	0	0
未払金	0	0
負債合計	0	0
次期繰越金	5,748,972	4,291,473
正味財産合計	5,748,972	4,291,473
負債及び正味財産合計	5,748,972	4,291,473

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

●読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

○中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」

郵便払込講座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

安全
センター
情報

セン

2012年度収支予算案

2012年4月1日から2013年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	1,529,000	471,000	2,000,000	0
賛助会費	4,500,000	4,360,000	140,000	4,500,000	0
購読会費	700,000	396,200	303,800	700,000	0
寄付金収入	7,000,000	7,509,580	▲ 509,580	7,000,000	0
資料頒布費	100,000	32,450	67,550	100,000	0
雑収入	800,000	412,567	387,433	800,000	0
前期繰越金	5,748,972	4,291,473	1,457,499	4,291,473	1,457,499
合計	20,848,972	18,531,270	2,317,702	19,391,473	1,457,499

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	7,400,000	7,372,138	27,862	7,200,000	200,000
活動費	2,000,000	1,586,637	413,363	2,000,000	0
印刷費	2,800,000	2,615,931	184,069	2,800,000	0
通信運搬費	800,000	757,842	42,158	800,000	0
什器備品費	700,000	107,665	592,335	700,000	0
図書資料費	100,000	31,369	68,631	100,000	0
消耗品費	200,000	72,266	127,734	200,000	0
会議費	500,000	150,000	350,000	500,000	0
頒布資料費	100,000	0	100,000	100,000	0
雑費	200,000	88,450	111,550	200,000	0
予備費	6,048,972	0	6,048,972	4,791,473	1,257,499
合計	20,848,972	12,782,298	8,066,674	19,391,473	1,457,499

2012年度役員体制案

議 長	平 野 敏 夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副 議 長	浜 田 嘉 彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	中 地 重 晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター事務局次長)
運 営 委 員	西 田 隆 重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白 石 昭 夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	飯 田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
	西 山 和 宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
事 務 局 長	古 谷 杉 郎	(専従、神奈川労災職業病センター出向)
事務局次長	澤 田 慎一郎	(専従)
	西 野 方 庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯 田 勝 泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会 計 監 査	榊 原 悟 志	(情報公開推進局)
	片 岡 明 彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
顧 問	五 島 正 規	(前衆議院議員)
	天 明 佳 臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)

全国安全センターウェブサイト

<http://joshrc.info/>

全国安全センター・ブログ

<http://ameblo.jp/joshrc/>

安全センター情報目次

2011年度

特集目次

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定／振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談：将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集：職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災／騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験／企業のアアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害／アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか①PL法
- 11月号 職場が変わるか②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集:第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1・2月号 VDT労働ホットライン／電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題／上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシンとホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシン曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康／アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式／じん肺肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉／改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1・2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)／VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

安全センター情報目次

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン／第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年／はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初発の労災認定
- 6月号 GAC2004プレイベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議／新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004：世界アスベスト会議

■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾：アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス／アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション／日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳・心、精神障害労災認定／“労働ビッグバン”
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・ショック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

■2008年度特集目次

- 4月号 第11次労働災害防止計画
- 5月号 労災不服審査制度／石綿救済法2周年
- 6月号 労働時間等見直しガイドライン／労災隠し／石綿健康被害救済法
- 7月号 職場の暴力・ハラスメント
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
- 9月号 石綿健康被害救済法改正
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 BANKO発足とAAC2009
- 12月号 「名ばかり管理職」通達迷走
- 1・2月号 過労死・過労自殺が問いかけられるもの
- 3月号 ナノ物質安全管理の現状と問題点

■2009年度特集目次

- 4月号 欧州におけるストレス対策／派遣労働者
- 5月号 心理的負荷による精神障害等
- 6月号 石綿健康被害救済法3周年行動
- 7月号 AAC2009とA-BANの発足
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 被害者補償・救済制度の比較
- 10月号 総選挙後の課題／欧州における職業病
- 11月号 ANROAV・A-BANカンボジア会議
- 12月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証と課題
- 3月号 厚生労働省との再交渉

■2010年度特集目次

- 4月号 韓国で石綿被害救済法が成立
- 5月号 中国・寧波の曇じん肺
- 6月号 環境・職業がんの疾病負荷
- 7月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 石綿救済法指定疾病の追加等
- 10月号 ILO職業病リストの改訂
- 11月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 12月号 職場におけるメンタルヘルス対策
- 1・2月号 アスベスト国際連帯2010
- 3月号 アジアのアスベスト禁止最新情報

■2011年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 5月号 東日本大震災／追悼・井上浩先生
- 6月号 アスベスト禁止に向かうアジア
- 7月号 福島原発事故放射線被ばく労働
- 8月号 職場のいじめ・メンタルヘルスを考える
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2009→2010
- 10月号 石綿健康被害救済法の見直し
- 11月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決
- 12月号 福島原発事故放射線被ばく労働 2
- 1・2月号 心理的負荷による精神障害認定基準
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止

2010年 4月号 (通巻381号)

2011年3月15日発行 60頁 800円

■特集／全国安全センターの厚生労働省交渉

- 石綿関係見直し待ったなし
- 精神障害、手帳関係継続議論
- 8か国語版で労災保険解説パンフレット
- 全国安全センター事務局…2
- 要望書及び厚生労働省交渉の記録 ……10
- 原点なきワーキング報告
- 救済給付改善は共通の意見
- 全国安全センター事務局次長・澤田慎一郎…40
- 石綿救済小委・ワーキンググループ報告書 ……47
- じん肺管理区分決定に係る留意事項事務連絡 ……50
- 【各地の便り／世界から】
- 再生砕石からアスベスト含有建材
- 埼玉他●解体段階での対策が重要 ……51
- 働く者の誇りが勝利した！
- 東京地裁●ホンダ羽根石綿労災裁判 ……53
- 中古印刷機でアスベストに曝露
- 茨城●いまなお知らされていない危険 ……56

バラグアイ移民一世の突然死

- 群馬●草津のホテルの清掃委託会社 ……57
- 基礎年金で全患者に補償
- 韓国●じん肺補償制度の改正 ……59
- 長時間労働と労働者の健康
- 韓国●韓国労総が専門家討論会を開催 ……60

2011年 5月号 (通巻382号)

2011年4月15日発行 72頁 800円

■特集／東の日本大震災

- 未曾有の地震・津波・原発被害
- 労災・安全衛生対策の概要
- 厚生労働省は労災保険Q&Aや復旧工事対策
- 全国安全センター事務局…2
- 石綿対策全国連：被災地のアスベスト対策メモ ……7
- WHO勧告：地震・津波後のアスベスト対策 ……9
- 原子力損害賠償制度の正体
- 関西労働者安全センター事務局長・西野方庸…11
- 東日本マスクプロジェクト始動
- アスベストセンター事務局長・永倉冬史…16
- 厚生労働省の労災補償・安全衛生関係通達 ……21

■追悼・井上浩先生

- 生涯労働Gメンとしての気概
- 最後まで著述と助言 ……46
- 井上浩さんから学んだこと
- 全労働委員長・森崎巖…47
- 井上浩さんのご逝去を悼む
- 自治労顧問医師・上野満男…49
- 井上浩さんから学んだこと
- 全労働委員長・森崎巖…47
- 井上浩どうぞ安らかに
- 特定社会保険労務士・小久保ユミ子…49
- 井上浩さんの足跡
- 労働科学研究所・原知之…51
- 大変お世話になりました
- 神奈川労災職業病センター・川本浩之…55
- 労働行政とは何かー内側からの証言
- 労働Gメン(井上浩)vs公害Gメン(田尻宗昭)
- 1987年に行われた対談の再録 ……56

2011年 6月号 (通巻383号)

2011年5月15日発行 62頁 800円

■特集／アスベスト禁止に向かうアジア

- 香港・タイでアスベスト禁止提案
- ケベック政府は新鉱山開発

安全センター情報目次

各国でワーカーズ・メモリアルデーの取り組み 全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2	香港環境保護局の提案……………10
タイ国家保健総会の決議等……………18	がれき処理における防じん対策 環境・厚生労働合同の委員会も発足 連休ボランティア殺到への対応も提言……………28
大震災がれき処理に伴う労働災害防止対策……………30	初めてがれき処理に従事する労働者等の対策……………32
呼吸用保護具の取り扱いに関する特例……………33	船舶解体等作業の労働災害防止対策の徹底……………35
「労災保険財政検討会」中間取りまとめ……………38	【各地の便り／世界から】 公害石綿肺初の救済決定 尼崎●鶴谷さんに死亡から半年後……………50
詳細不明の心肺停止の認定 大阪●死後約2年、審査請求で逆転……………51	アスベスト除去作業に警鐘 大阪●明星工業の責任認める和解成立……………53
窓口での差別発言でPTSD 兵庫●地方公務員災害補償基金支部決定……………55	弾発指と頸肩腕障害を認定 大分●レバー付きの洗浄機による作業……………57
クリーニング作業でアスベスト曝露 神奈川●不十分な労基署の曝露歴調査……………58	変電所の保守作業が原因 東京●胸膜中皮腫の労災認定……………59
作業関連性筋骨格系障害 広島●日韓共同シンポジウム開催……………60	

2011年 7月号 (通巻384号) 2011年6月15日発行 64頁 800円

■特集／福島原発事故放射線被ばく労働 労働基準揺るがし、被ばく防止強化策がみえない 福島原発事故をめぐる厚生労働省交渉 関西労働者安全センター事務局長・西野方庸…2	労働安全衛生関係の厚生労働省の対応経過……………10
福島原発事故による放射線被ばくの状況……………16	放射線被ばくの労災認定について……………24
放射線被ばく労働関係厚生労働省通達等……………25	破綻した第2期調査はやめ 健康管理制度の早期確立を 新たに尼崎で症例対照研究調査を提案……………33
日本学術会議提言：労働・雇用と 安全衛生に関わるシステムの再構築を……………37	【各地の便り／世界から】

日本通運・ニチアスを断罪 大阪地裁●元王子工場駐在員の中皮腫……………54	住友下請けアスベスト訴訟和解 横浜地裁●補償制度創設のステップに……………59
いじめが原因で精神疾患 東京地裁●労災不支給処分取消求め提訴……………60	モーター設計士の中皮腫 神奈川●コイル絶縁体にアスベスト……………61
たびかさなる「労災隠し」 広島●ブラジル人労働者の相談事例……………61	第3回日韓参加型産業保健 三重●四日市でトレーニングワークショップ……………62

2011年 8月号 (通巻385号) 2011年7月15日発行 64頁 800円

■特集／職場のいじめ・メンタルヘルスを考える 講演：メンタルヘルス問題の解決に向けて 全国安全センター議長・天明佳臣…2	シンポジウム：いじめ問題をどう解決していくか パネラー： 職場のハラスメント研究所・金子雅臣 全労働委員長・森崎巖 新聞労連委員長・東海林智 コーディネーター：IMC・千葉茂…9
ハラスメント・暴力欧州労使の枠組み協定……………22	精神障害等、増加傾向続く 脳・心臓疾患は連続減少 精神障害等の出来事別決定状況も公表……………28
明らかになった膨大な被ばく線量 未だ見えない緊急作業の被ばく低減策 関西労働者安全センター事務局長・西野方庸…43	【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 カナダがクリソタイルのPICリスト追加を妨害……………49
【各地の便り／世界から】 いじめ・メンタル問題で交渉 IMC●「新たな枠組み」導入に反対……………56	業務負荷の分析表を作成 地公災基金●精神障害等の公務災害認定……………58
港湾荷役作業で石綿肺がん 兵庫●自庁取り消しで労災認定……………60	ブランク有、小体6,435本でも 山口●審査請求で不支給処分取り消し……………61
慢性過労導入で認定率61%上昇 韓国●脳心血管疾患の労災認定……………62	三星電子解雇者うつ病で労災申請 韓国●労務管理が精神病誘発……………62

2011年 9月号 (通巻386号)

2011年8月15日発行 80頁 800円

■特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2010年→2011年

1. 労働災害・職業病の統計データ……………2
2. 労働災害・職業病の発生状況……………6
3. 労働安全衛生対策……………9
4. 労災補償対策……………13

職業病認定関係通達等……………17
統計資料……………20
2010年度労働基準行政関係通達……………53

■全国安全センター第22回総会議案

- 第1号議案：活動報告と方針案……………63
第2号議案：2010年度収支決算案……………67
第3号議案：2011年度収支予算案……………69
第4号議案：2011年度役員体制案……………70
安全センター情報2010年度目次……………71
全国安全センター規約・規定……………78

2011年 10月号 (通巻387号)

2011年9月15日発行 60頁 800円

■特集／石綿健康被害救済法の見直し

審議会は運用改善等だけ

政治主導で法改正を実現

請求期限10年延長、沖縄問題では新通達

全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2

中央環境審議会の石綿救済制度第二次答申…20

原子力施設の被ばく管理は

規制の枠組み再検討が必要

関西労働者安全センター事務局長・西野方庸…27

甲状腺検査とがん検診は100mSv超のみ

離職後の健康診断限定する提案も

グランドデザイン・長期健康管理(案)の問題点

ヒバク反対キャンペーン・建部暹…38

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

曝露の質の基準適用で推計リスク増大……………41

240名を超える尼崎石綿公害被害

クボタ・ショックから6年 尼崎集会……………45

【各地の便り／世界から】

ゆったり働くためのシンポジウム

大阪●IMCキャンペーン企画第1回イベント……………51

障害者施設職員うつ病認定

埼玉●地域福祉の再編の陰で……………53

環境省外郭団体SEのうつ病

東京●心理的負荷強度と発病日の判断……………55
軽度外傷性脳損傷同時提訴

神奈川・東京●労災基準改正が急務……………56
兄弟の肺がん異なる判断

兵庫●不支給処分取り消し求め提訴……………58
新たに2名の被害住民も判明

神奈川●旧朝日石綿住民被害者の会……………59
石綿被害マンガプロジェクト

神戸・精華大学生●来年出版めざす

……軽度外傷性脳損傷同時提訴

神奈川・東京●労災基準改正が急務……………56
兄弟の肺がん異なる判断

兵庫●不支給処分取り消し求め提訴……………60

2011年 11月号 (通巻388号)

2011年10月15日発行 64頁 800円

■特集／泉南アスベスト国賠大阪高裁判決

行政追随判決で原告逆転敗訴

人命軽視の経済発展優先政策を容認

全国安全センター事務局長・澤田慎一郎…2

泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決要旨……………7
福島原発緊急作業従事者の

長期健康管理にデータベース構築

電離放射線障害防止規則改正・指針策定等…16

作業員の長期健康管理に関する検討会報告書…19

除染作業労働者の放射線障害防止措置……………23

2011-2015 労働衛生に関する

取り組みのための地域的枠組み

世界保健機関(WHO)西太平洋事務所…45

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

モンタナの被害者が4,300万ドルの和解かちとる…43

州政府の危険性警告・健康保護義務を認めた

2004年のモンタナ州最高裁判決……………48

【各地の便り／世界から】

四国電力アスベスト裁判和解

愛媛●しかし遺憾の意を表するも謝罪せず……………57

JFEアスベスト裁判に不当判決

静岡●時効理由に横浜地裁が請求棄却……………59

汽車製造会社でアスベスト曝露

東京●肉腫型悪性胸膜中皮腫で労災認定……………60

パワハラうつ病労災認定

神奈川●会社の責任問う裁判進行中……………61

朝日ソーラー心筋梗塞死亡認定

埼玉●毎日偽り記載させる企業犯罪……………62

左官作業によるキーンバック病

千葉●中国人研修生の職業病を認定……………63

2011年 12月号 (通巻389号)

2011年11月15日発行 64頁 800円

■特集／福島原発事故放射線被ばく労働 2

- 被ばく労働問題関係省庁交渉の報告と今後の課題
- 緊急作業被ばく線量限度の特例廃止へ
- 東京労働安全衛生センター事務局長・飯田勝泰…2
- 福島原発事故放射線被ばく労働対策関係資料…10
- 除染作業放射線障害防止専門検討会報告書…18
- 安全衛生関係の動向 法改正・検討会・円卓会議等
- じん肺標準エックス線写真集デジタル版も…34
- じん肺標準エックス線写真集取り扱い通達…38
- 産業保健の支援の在り方検討会報告書…41
- 労災・職業病に関する国際機関の最新統計
- 国際労働機関と国際社会保障協会…48

【各地の便り／世界から】

- 環境省が架空の検査結果で棄却
- 環境省●石綿救済法医学判定の信頼揺らぐ…55
- 大丈夫？被災地のアスベスト
- 宮城●マスク支援プロジェクトからの提案in仙台…58
- 2011年サマーフィールドワーク
- 東京・福島●学生自らが企画立案…60
- 沖縄復帰前基地離職者問題
- 沖縄●新通達踏まえた対策を要請…62
- 症状固定の3週間後「再発」
- 滋賀●外国人労働者に乱暴な打ち切り…62
- コンビニ食品支える日系労働者
- 東京●食品製造現場での労災2事例…63

2012年 1・2月号 (通巻390号)

2012年1月15日発行 960頁 1,600円

■石綿健康被害補償・救済状況の検証

- 被害は増加続けているのに補償・救済減少の兆し
- 中皮腫の補償・救済件数は1万件突破
- 全国安全センター事務局…2

■特集／心理的負荷による精神障害認定基準

- 14年ぶりに改正された心の病気の労災認定基準
- 改正認定基準を大いに活用しよう
- 神奈川労災職業病センター・川本浩之…31
- 心理的負荷による精神障害の認定基準…37
- 認定基準の運用に関する補償課長通達…57
- 精神障害労災認定に関する専門検討会報告書…64
- セクシャルハラスメント事案分科会報告書…74

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

- ILOがカナダの石綿条約順守状況を吟味…80

【各地の便り／世界から】

- 退職労働者に団交権確定—最高裁初判断
- 兵庫●「やっと対等に」—原告ら笑み…86
- 過労死認定企業名の開示
- 大阪●処理経過簿中企業名不開示取り消し…91
- 開示資料を一方的に判断
- 広島●あわてて自宅に追加資料持参…92
- 衆議院職員の中皮腫認定
- 神奈川●営繕作業で曝露、50年後に発症…93
- 医療相談室からつながった
- 東京・神奈川●MSW労災職業病入門講座…94
- 歯科技工士のアスベスト曝露
- 兵庫●健康管理手帳を取得…95
- JFE相手のアスベスト裁判が和解
- 静岡●さらに交渉で解決した事例が2例…96

2012年 3月号 (通巻391号)

2012年2月15日発行 66頁 800円

■特集／アジア・世界のアスベスト禁止

- 禁止へもうひと押し数カ国
- インド政府にも変化の兆し
- 急進展するアジア各国の取り組み
- 全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
- 香港環境保護局：アスベスト禁止改訂提案…28

■福島原発事故・震災復旧対策等

- 除染電離則公布・施行 ガイドラインも策定
- 特別教育テキストもPDFで提供…31
- 電離則特例を廃止する省令等の施行…33
- 除染業務等放射線障害防止規則等の施行…35
- 除染等労働者の放射線障害防止ガイドライン…46
- 特別加入に係る労災保険法施行規則の改正…47
- 大震災復旧工事用呼吸用保護具特例の廃止…48
- 石綿建築物等解体集じん・排気装置の稼働…49

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

- ドイツにおける石綿肺認定の改善提案…54

【各地の便り／世界から】

- 鉄道車両製造でのアスベスト被害
- 大阪●東急車両製造を相手取り提訴…57
- 航空機内清掃で慢性腰痛
- 千葉●日系ペルー人の労災に業務外…62
- 大分建労初のびまん性胸膜肥厚
- 大分●会社側最後まで労働者性を認めず…63
- 精神疾患認定基準で分科会
- 熊本●コミュニティ・ユニオン全国集会…65
- 追悼・中村實寛さん
- 大阪●アスベスト患者と家族の会会長…65

全国安全センター規約・規定

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないこととしたとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 運営委員 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執

行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.org/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- | | |
|--|--|
| 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4階 | E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880 |
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024 |
| 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 | TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663 |
| 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 | E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540 |
| 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680 |
| 静岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 | TEL (0543) 66-6888 / FAX (0543) 66-6889 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 | E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F | E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653 |
| 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 | TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-1-17 西浦ビル2階 | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124 |
| 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内 | E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | E-mail hirosshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090 |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113 |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5 | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 47-0307 / FAX (0897) 47-0307 |
| 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 | TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953 |
| 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レックタウンクリニック | TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177 |
| 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 568-2317 / FAX (097) 568-2317 |
| 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 | E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404 |
| 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F | E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701 |
| 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒902-0061 那覇市古島1-14-6 | TEL (098) 882-3990 / FAX (098) 882-3990 |
| 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432 |



安全センター情報 2012年9月号(通巻第397号) 2012年8月15日発行(毎月1回15日発行)
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>